

平成 1 9 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成19年 9 月26日
- ・ 開 会 平成19年 9 月26日
- ・ 閉 会 平成19年 9 月27日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
副 町 長		福 祉 課 長
副 町 長		農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、11番、勝田鉄城議員及び12番、小島一弘議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月20日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では一般質問者が5人、町長から提出されております案件が21件でございます。その内訳は承認議案1件、一般議案11件、決算認定9件であります。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月26日開会し、9月27日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月27日までの2日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月27日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますのでご了承願います。

また、東藻琴地区農業委員会 山田会長が体調不良により通院のため、欠席の連絡を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成19年第3回大空町議会定例会におきます行政報告について、事前に配布してある内容について説明を加えながら、行政報告とさせていただきますと思います。

6月24日、第58回全国植樹祭が苫小牧市で開催をされました。この日は天皇皇后両陛下のご臨席のもと、昭和36年以来、46年ぶりに北海道で開催をされたということで、招待者10,000人、スタッフ2,000人という、大変大きな規模でございました。私もこの植樹祭に参加をし、北海ポプラの植樹をさせていただきました。

6月28日、大空町総合計画策定審議会でありますけれども、この日の審議におきまして総論における案、さらには各専門部会において各計画、基本計画案の審議をいただいております。

7月5日、第35回交通安全大会・第57回社会を明るくする運動大会であります。約800人の参加をいただきました。この日まで本町における交通死亡事故の死亡者0人というのが587日間続いております。しかしながら、この大会の後、7月21日に網走端野線で死亡交通事故が発生をするということで、また新たな決意を持ってスタートを切らなければならないというような事態になっているところでござい

ます。

同日、大空町国民健康保険運営協議会が開催されております。今年度につきましては、税率については据え置き、しかしながら、限度額について国保分30,000円、介護分10,000円引き上げをするという答申をいただき、後の7月23日の臨時議会にお諮りをしたところでございます。

7月8日、約120名のご出席をいただきまして、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を開催してございます。

7月9日、斜網地区市町長会議が美幌町で開催をされました。現在7市町で構成をしてございます。当日は、災害時における市町村間の連携について、さらには、消防行政、福祉行政、医療行政など抱える諸課題について意見交換を行ったところでございます。

7月20日、地域づくり推進会議inオホーツクが網走市で開催をされ、高橋知事が来管をされました。北網地域の10市町が出席をしたわけであります。私の方からは、シストセンチュウ問題における広域的な対応、さらには、農業における政策提言のための組織化、そして空港のアミューズメント化というようなことについて、ご意見を述べさせていただいたところであります。

7月24日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会東京要望ということで、北海道局、国土交通省、財務省、各国会議員の事務所などに関係市町長とともに要望活動を行ってございます。

翌7月25日は、網走支庁管内総合開発期成会東京要望ということで、私は総務班の班長といたしまして経済産業省、外務省、気象庁などを回り、中心市街地の活性化、またサハリン油田の事故防止、さらには、オホーツク海沿岸の防災対策などについて要望活動を行ってございます。

翌26日でありますけれども、北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされました。片山前鳥取県知事を講師に招きまして、地方分権時代における市町村経営と題した講演、その中で透明性のある行政の必要性、さらには、責任のある任命行為が大切だというような講演をいただいたところであります。

8月15日は、名称が変更になりましたけれども、約130人の方々のご出席をいただき、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を開催してございます。

8月25日、これは第36回旭川東藻琴会が開催をされました。合併した初年度は未開催ということでありましたけれども、本年度会員14人が参加をいたしまして開催され、私、副町長ともに出席をさせていただきました。

8月31日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が開催されております。現在、私はこの委員会の委員長の職を仰せつかっておりまして、今後の町村会のあり方、また町村会における研修活動について意見交換をさせていただき、また財政健全化指標の読み取り方について研修をしたところでございます。

同日、オホーツク地域活性化戦略会議が同じ網走市で開催をされております。この会議は、市町村、北海道開発局、観光連盟や産業界などで構成をしてございます。当日は、オホーツク地域のブランド化に向けた連携方策の具体化ということが主題でございました。私の方からは道の駅の連携、また統一的な看板の制作というものを提

案をいたしました。また、広く話題をなりましたのは、広域のごみ処理に対するモデル事業を提案できないであろうかというような内容がございました。

9月12日でありますけれども、大空町老人福祉大会、ことしは会場を東藻琴にし、両地区1カ所でということで開催をいたしました。本年度褒賞を対象になられた方々が257名でございました。また、既に100歳を超えている方が本町において3名、さらに今年度100歳を迎える方が3名というような状況で、今年度100歳に到達される方々には後日、国からの記念品、表彰状をお渡しをしたところでございます。

以上、説明を加えまして、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。

一昨日、たまたま私の近所で子供さんがちょっと行方不明になられたということで、職員の皆さんを初め、消防団員の皆さん、多くの方々が捜索に参加をしていただき、無事保護されたというお話を聞いて安心をしたところであります。捜索に携わられた皆さんに心から感謝申し上げて、ご苦勞、ねぎらいを申し上げたいと思います。

それでは、第3回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

昨日、我が国の総理大臣が新たに誕生いたしまして、国政をつかさどる内閣が本日、船出することとなりましたが、この中で自民党、公明党、両党の政策合意の中で、障害者自立支援法の見直しの項目が入っておりました。これからどのような形になるのか、大いに興味のあるところでございます。また一方、我が大空町は、総合計画策定中であるということから、多方面にわたる計画策定に追われ、地に足をつけた本腰を入れた行政運営にはなかなか至れないのではないかなという状況が見受けられます。各分野にわたっての計画が一本に合わさり、大きな川となって大空町民が安心、または豊かに暮らせる充実したまちづくりということが大きな目標になっておりますし、それに向かって手段として、その計画が有効に活用できるよう行政と住民が一層の相互理解を図り、そして協力し合える環境ができればならない、そのように考えております。住民がいて初めて行政というものが必要なのであって、行政組織があるから住民がいるわけではありません。以前にも同じことを申し上げさせていただきましたが、それぞれの立場、分野において役割分担をしっかり認識されてこそ、なし遂げられることであり、今後一層慎重に検証しつつ私も原点から見詰めていかなければならない、そのように考えております。現在、それぞれの分野において、道、国の指導のもとに進められている行政運営というものが強く感じられておりますが、大空町の町内のことがしっかりと把握された上でのことであるのかどうか、私の立場を見

て、私どもの立場からそういったものもじっくり見てまいりたい。そのように思っております。その上で次の3項目について質問させていただきます。

1点目、福祉政策についてであります。1番目、2番目の大きな項目については、昨年のふれあいトークの中で多くの住民から質問として挙げられたものが主になっておりますことで、その時点で検討しているとか、これから政策的に考えていくというような内容を取り上げさせていただいたところであります。本年第1回定例会の町長の予算提案説明の中でお伺いした経過にあります。介護保険制度の改正後、1号被保険者の保険料の負担、それからサービスを受ける側、また事業者等、サービスを提供する側にとっての現状と今後課題とすべき点についてお伺いをしたいと思います。

それから、障害者自立支援法についても施行後、本年4月以降の現状と今後、町として課題となるべき点についてお伺いしておきたいと思います。4月以降、いろいろ改正点もあったように聞いておりますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

次に、福祉バスの運用について。合併後使用状況と今後の方向性についてどのように取り進めていかれるのか、その辺についてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、大きな2点目、道路について。これは昨年、これもふれあいトークの中で取り上げられたことでありますが、また先の議員からの一般質問にあった内容ですが、その後、両地域の連絡道路の整備のことについて、合併協議では重点項目となっておりますが、このことについて、どのように取り進めておられるのかお伺いをしておきたいと思います。

次に、災害時、決壊された道路の補修整備について。行政面積が広大になっております。今、巡回、点検について、また昨年の集中豪雨時の決壊箇所とその後について、どのようなになっているのかお伺いをしておきたいと思います。

それから、大きな項目の3点目でございます。1つ目、学校図書の件についてであります。学校図書の整備について、予算については地方交付税の一定割合が図書の購入費ということで算入されているはずであります。適正に確保されているのかどうか、それが購入にあてられているのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

2つ目、食育という言葉が最近よく目にするようになりました。栄養指導、給食指導について、また栄養教諭の配置も含めて現状をお伺いいたします。

3つ目、社会教育として合併後、両地域の状況、今後の方向性についてお伺いをしておきたいと思います。

以上、お伺いいたしまして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の福祉政策についてということで、介護保険制度の改正について、その後の状況についてお尋ねがございました。昨年の4月、介護保険制度が改正をされ、その中心的な目的は予防重視型のシステムへ転換をするという内容でございました。

これは介護保険制度が平成12年にスタートをし、サービス業者が増加をし、介護保険給付費が非常に伸びてきていると、これを抑制するために水際でそういった方々を未然に防いでいこうというようなことであったかというふうに思います。要介護状態を軽減したり、軽度の方を対象とする新予防給付事業の創設、また要支援や要介護になる恐れのある高齢者の方々を対象とした効果的な地域支援事業というものを位置づけてございます。新しい制度の中で、大空町といたしましては、地域包括支援センターというものを庁舎内に設置をいたしました。そして、家族や地域の住民の皆さんから総合的な相談を受けつけたり、また介護予防ケアプランの作成を行ったり、ケアマネジャーへの支援、そして高齢者に対する虐待の防止と権利擁護など、総合的な支援をこのセンターを中心として行っているところであります。現在の認定状況を申し上げたいと思います。本年8月末の状況でありますけれども、要支援1、2に該当される方が89名、要介護1から5に該当される方が266名ということで355名が認定を受けてございます。要支援の方々の率といたしましては、25%というような率になってございます。要支援の方のサービスの利用状況を少しご説明申し上げたいと思います。介護予防訪問介護、ホームヘルプ、これが27名、介護予防通所リハビリテーションが23名、介護予防通所介護、デイサービスでございまして、これが33名、介護予防訪問看護が1名、福祉用具の貸し出しが7名、またそのほかに、住宅の改修や福祉用具の購入等、そういったサービスの提供を行いご利用いただいているところであります。一方、今回の改正の柱となる予防事業でございまして、一つには認知症予防教室の開催、また作業訓練教室、調理実習、介護予防講演会などの事業を展開しているところでございます。また、介護保険の地域支援事業も展開してございます。これは生きがいデイサービス事業ということで、女満別地区においては女満別福祉会、東藻琴地区は社会福祉協議会に委託をする形で実施をさせていただいております。これらの事業の対象者の方々であります、これらは認定審査会で対象とならなかった方、また要支援や要介護になる恐れのある高齢者の方々を対象として予防活動というような意味合いから実施をしているものでございます。こういうような予防活動を実施しているわけでありまして、どのように認定の区分が変化をしてきているかということ、ご説明申し上げたいと思います。要支援の認定者の方々が89名でございまして、この方々の状況の変化というものを説明申し上げたいと思います。要介護から要支援に症状が改善された方々が比率で4%、まだまだわずかでございまして、要支援でその症状が維持されている、あまり変わらないという方が今のところ81%、逆に、要支援から要介護状態となり症状が悪化してきているという方々が15%というような状況であります。昨年から始めた予防事業ということで、まだまだ十分な成果というところには至っていない、そんなふう実感をしてございますけれども、さらに今後とも、いろいろな事業を組み合わせながら介護度の進行というものを食い止める、また介護状態にならないような、そんな取り組みをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、昨年の4月、一部10月スタートいたしました障害者自立支援法に関する内容でございまして、この支援法の目的は、地域で安心して暮らせる障がい者の方々が、地域で安心して暮らせる社会を築いていこう、そして、過去3つに分かれておりまし

た身体、知的、精神の3障害の方々に統一したサービスを提供しようと、そのかわり、ご負担として利用者の方々から1割の負担をいただくというような基本的な形でスタートをいたしました。しかしながら、法律の施行後、いろんなところで問題が噴出してきてございました。一つには、利用者の負担が非常に増加をしてきているという面があります。一方では、サービスを提供する事業者の方々、こちらの方については、収入が減少し、経営が非常に困難になってきているということで、利用者、事業者、両方の方々に大きな影響が出たというようなことでございます。このため、国はさらなる次の対策ということで、利用者負担の軽減を図る対策、また事業者に対する激変緩和措置、新法へ移行した中で緊急的な経過措置というものの措置を、平成18年度から20年度までの措置という形で新たに講じたところでございます。大空町に関係するものとして、1つには利用者負担の軽減がでございます。これは、19年度、20年度の措置でありますけれども、所得の区分や資産の状況によって、サービス利用にかかる利用者の負担額の上限を法律のところで4分の1に減額するという内容のものでございます。生活介護や自立訓練、居宅介護、短期入所等の通所施設、または在宅でサービスを利用される方々は4分の1に減らす。また、20歳未満の施設利用者の方々は2分の1に上限を抑えるというものでございます。一例でちょっと説明申し上げますと、所得区分が市町村民税非課税の世帯、いわゆる低所得1というところに分類される方々で、資産の状況、預貯金が1,000万円未満の方、居宅介護、ホームヘルプサービスを利用している場合ですけれども、従来ですと上限額が15,000円でありました。それを4分の1にするということで、上限を3,750円に下げるというような措置になってございます。この軽減措置については、市町村事業として実施しております地域生活支援事業にも同様に適用されるということで、こういった中で、利用者の方々の負担を下げるというような形になってございます。また、事業者に対する激変緩和措置、また新法移行への緊急的な経過措置もでございます。これらは、今回提案させていただいています一般会計補正予算に計上させていただいている内容と重なるわけでありまして、平成19年度、20年度の措置として、通所による生活介護や自立訓練等に通われる。また通所授産施設に通われると、そういったときの送迎のサービス、そういった方々を移送させる、そのサービスに要する経費を助成すると、通所サービス利用促進事業というものが出されて、それに取り組むこととしてございます。また、旧体系による入所または通所施設が新しい体系によって生活介護、自立支援事業に移行したということで、移行後収入が激減するということを抑えるために、移行する前の90%の収入を保障する、事業運営円滑化事業というものにも取り組むこととしたところでございます。そのほかに、19年度の事業といたしまして、いろいろなサービスを受けている障がい者の方々に対する措置がございまして、サービスを受ける障がい者の多くは基礎年金やわずかな労働収入、工賃収入しかないという場合が非常に多うございます。そういった方々がサービスの利用料や食費を支払いますと、手元にほとんどお金がなくなってしまうというような状況が非常に多くなりました。そのため、一定の金額が手元に残るように、平成19年の4月から工賃控除による減免措置の算定方法が見直されることになりました。これは、平成18年4月、昨年の4月にさかのぼって適用されるということになったため、古い

算定方式と新しい算定方式の差額を給付する事業、就労意欲促進事業というものにも取り組むこととしたところでございます。法律の改正により、さまざまなひずみが出てまいりましたけれども、今回、国の方でこのような措置を講じていくところでございます。町としてもその事業に取り組むことによってサービスを受けられる方、利用者の方、またサービスを提供する事業者の方々、そのお互いの負担の軽減がされれば大変ありがたいと、そんなふうに思っております。こういった事業を取り組みながらサービスの効果的、効率的な利用につながるように町としても努力をしてみたいと、そんなふうに考えているところでございます。

福祉バスについてもお尋ねがございました。現在、福祉バスは、大空町内で2台を保有してございます。5月から10月の6カ月間については、2台運行という形で委託契約をして運行をいたしてございます。利用が少なくなります10月から4月は、委託契約については、1台というような形で運行しているところでございます。平成18年度の利用状況について申し上げますと、1年間で110回、日数にいたしまして137日間、延べ3,319人の方のご利用をいただいております。このうち、5月から10月までの利用が約8割というような状況でございます。このほかに現実的には、全町で行われる事業などがある場合については、福祉バスのほかにスクールバスなども利用して対応しているところでございます。かかる経費につきましては、18年度決算で666万8,000円という経費の中でこの事業を実施してございます。この福祉バスの運行につきましては、合併調整事務の中で、合併後3年をめどに再編を図ろうという内容になってございました。現在、福祉バスを初め、大空町が所有するバス、そういったものを含めて地域交通システムのあり方について町民の方のご意見をいただいたり、検討を進めているところであります。その内容も勘案しながら、今後の福祉バスのあり方について方向性を出していかなければならないと、そんなふうに思っておりますが、現在非常に要望が多いというようなことから、それまでは現状の体制を維持して、まずは進みたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、道路についてのお尋ねがございました。新町建設計画におきまして住民の総合交流を促進するため、国の財政措置を活用しながら、両地域間のアクセス道路の整備を図る。計画に盛り込まれておりますし、合併調整の具体的な調整項目の整理の仕方としては、両地区を結ぶ道道および国道の整備の改良要請、もう一つは幹線道路である町道開陽中央線の整備を促進するという内容になってございますし、ふれあいトークの中でも非常に要望が多かったわけでありまして。その中で、国道334号線の整備促進について期成会をつくり、要望活動をしているところでございます。一方、道道福住女満別線についても北海道の方に要請をし、現在まで実施設計や用地確定測量などが行われ、来年度以降、実際の工事がスタートをするというような状況になってございます。一方で開陽中央線の状況についてでありますけれども、この道路は国道334号を起点といたしまして道道福住女満別線までを終点とする9,838メートルの道路、幅員が5.5メートル、永久橋が1橋ある道路でございます。道路幅が今の時代としましては狭小になっておりますし、急勾配や急カーブが多いということで大型車両の交差、また冬期間の車両交差ということで危険な状況にあるという

現実もございます。こういったものについても、なるべく有利な財源を活用しながら整備を進めていきたいと、そんなことをふれあいトークの中でも申しました。現在検討しておりますのは、1つには国土交通省サイドの事業、これは特定財源率が約50%から60%になるであろうと思っております。一方で農林水産省が所管する事業の中に、農道保全対策事業というものがございます。これは、公共事業で道営事業ということでありますけれども75%が特定財源、25%が地元というようなものでございます。こういった財源を活用させていただきながら整備を図っていきたい。当然、残りの財源については、合併特例債など有利な起債の充当を検討しているところでございます。今回、現在計画を策定中であります総合計画の中に位置づけて実施をしていきたいと、そんなふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

また、災害時における決壊道路の補修のあり方ということでございます。最近の気象状況を見ますと、一部の地域に集中的に雨が降るというようなことで、災害が非常に発生しやすくなっているのではないかと、そんなふうに感じてございます。気象情報による集中豪雨等の予報があった場合などにおきましては、被災が予想される箇所に事前に土のうを設置をしたり、導水桝の設置箇所は、簡易バリケードなどを設置するという対策をとってございます。また、グレーチングのふたを開けるというようなことで、雨が降っても災害につながらないように、そんな作業を事前に行っておりますし、昨日も午前中、雨が降りましたが、降雨時には、順次パトロールを実施をし、危険な箇所がないかどうか再点検をさせているところでございます。そういう中で一番大切なのは、排水対策ということになるかと思えます。決壊道路の補修整備ということで、導水縁石及び導水桝等の表面排水設備の設置をしたり、道路横断管渠または流末処理施設の設置等ということを随時実施してまいりたいというふうに考えて整備をしてございます。しかしながら、まだまだ全町的に見ますと十分でないというようなところもありますし、場所によっては、隣接地から土砂が流入しやすくなっている、落葉等もあつて排水対策がなかなか十分でないというような、機能低下しているようなところも見受けられます。順次、先ほど言いましたようにパトロールをしながら改善をしていきたいというようなことで、今回もこの定例会におきましても、道路の維持補修工事の予算として、さらに追加の補正予算を提案させていただいております。ですけれどもまだまだ十分でないところもあろうかと思えます。地域の住民の皆さんのご理解を賜りながら、現在ある道路をしっかりと長く使っていく努力をしていきたいと、そんなふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げまして長くなりましたけれども1回目のご答弁とさせていただきますと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、学校の図書を購入予算にかかわるご質問でございますが、本町の平成18年度の決算額で申し上げますと、173万2,000円、小・中学校あわせの額になってございます。魅力ある学校図書館を運営して、子供たちによりよい学習を保

障する。あるいは知的な好奇心を高めるという観点から、そうした額をこれまでも維持してきたわけでありますが、先ほどご質問にありました、この文部科学省からの交付税の関係を申し上げますと、文部科学省は、ことしから新たに新学校図書館図書整備5カ年計画というのを出しておりまして、年間200億円、5年間で1,000億円というお金を、それぞれ各市町村に交付するということになってございます。本年度、平成19年度大空町の小・中学校の学校図書の総額ですが、174万5,000円になってございまして、平成18年度末の決算より3万4,000円多い額で、ことしは予算を立ててございます。これを文科省の先ほど申し上げました、新学校図書館図書整備5カ年計画の関係とあわせて申し上げますと、全国学校図書館協会がそれにかかわって資料を出してございますが、小学校は1学級当たり3万8,000円の額で算出をする。中学校については7万7,000円の額で算出をすると、こういうように今年度の文科省の計画はなっております。そこで、本年度の大空町の予算との関係で見えていきますと、先ほどの3万8,000円と7万7,000円を小・中学校の学級数で全部足しますと、文科省が求めている額は149万1,000円になります。それに対して本町の今年度の児童・生徒、小・中学生の図書は134万2,000円、直接子供たちにかかわる図書費としては、そう計上してございますが、あわせて参考図書費も含めて額で申し上げますと、今年度大空町は、174万5,000円の図書関係の予算を組んでございます。これは、文科省が新5カ年計画で示しました149万1,000円の額を大幅に上回っております。上回っている額は25万4,000円上回っている。こういう状況にございます。それから、図書の小・中学校の充足率であります。小学校は、女満別小学校、豊住小学校、東藻琴小学校あわせて129%の蔵書数になってございます。中学校は若干少ないのですが、87%の蔵書数でございます。これを北海道の平均と比べますと、北海道は小学校、これはグラフから読み取ったので若干、数字1、2%ずれがあると思いますが、北海道の小学校は16%です。中学校は13%になってございます。全国でも北海道は非常に数値が低い状況になってございます。全国の平均ですが、小学校は40%、中学校は35%ということになっておりまして、それと本町を比べますと、小学校は129%、中学校は87%、本年度予算で対比をしますと非常によい状況で予算が組まれていると、このように認識してございます。しかし、中学校については、87%ということでもありますので、今後さらに子供たちの読書活動が推進されますように考えていきたいと、このように思っております。

続きまして、大きな2つ目の食育、栄養指導、給食指導についてでございますが、食育につきましては、坂本議員が女満別町の平成17年でしたか、一度ご質問をいただいております。それ以来、日本のPTA連合会が食育にかかわって朝御飯をきちっと食べるという運動、あるいは昨年4月に、早寝早起き朝ご飯全国協議会が140の団体が集って組織されて、現在、全国的に朝御飯をきちっと食べようという運動、早く寝よう、早く起きようという運動を展開しているところでございます。私ども教育委員会としましても、生涯学習情報誌のはばたきに、ことしの春に、早寝早起き朝ご飯運動を紹介させていただきましたし、校長会議や教頭会議でも5月の時に、そうしたことについて、それぞれ学校で基本的な生活習慣や食生活について、もう一度きち

んと指導をしていただきたいということを徹底したところでございます。そのほか、各学校では生活科、社会科、家庭科、総合的な学習の時間、あるいは学級指導、給食の時間、給食センターの栄養士による栄養指導等を通して、適正な食育に関する指導が行われております。あと、情報関係では学級通信、学校だより、保健だより等を通して、それぞれのご家庭に啓発的な活動を進めているところでございます。

続きまして、栄養教諭の配置と栄養指導でございますが、平成17年に学校教育法ほか、関連法案が改正されまして、食に関する指導と学校給食に関する管理というものを職務内容としまして、栄養教諭というものが位置づけられました。これは、新たにその栄養教諭を学校に配置すると、加えて配置するという措置ではございませんで、現在の栄養士に栄養教諭の免許を取っていただいて、学校にその栄養教諭を配置して、本町の場合ですと給食センターに兼務発令するという、そういう取り組みでございました。そこで、本町には栄養教諭の免許を取った者が一人、ことしの3月に免許を取った者がいます。もう一人の方は、今免許を取得中であります。そういう実態の中で、給食センターの給食の作成にかかわる栄養管理、あるいはこの衛生管理等を総合的に勘案すると、小学校に教諭を配置しておいて、そしてその給食のたびに小学校から出ていって、そちらの給食関係に当たるという状況では、給食センターの方の給食を作成するのにかかわる指導管理や衛生管理上、今のところ妥当ではないという判断をいたしまして、大空町としては、現状のまま給食センターに栄養士を配置して、栄養教諭の免許を持った者を配置して、そして1年間計画された中で、各学校に回って栄養指導をしてございます。その栄養指導の状況を申し上げますと、女満別地区では小学校ですが、平成14年度から学級指導という年間指導計画の中に入れて、全学級毎年1時間、年間1時間ずつ栄養指導、給食指導してございます。東藻琴地区では小学校において、平成16年度から、給食の時間に年間各学級2ない3回、栄養士と養護教諭がともに学級へお邪魔して、栄養指導と給食指導を兼ねて行っているという状況にございます。中学校につきましては、両地区とも家庭科の授業で栄養指導を、それから担任が給食指導を行っているという、このような状況にございます。

それから大きな3番目、社会教育の合併後の両地区の状況等についてということですが、まず社会教育関係団体につきましては、合併後、それぞれの主体的な活動が展開されていることはご承知のことかと思えます。合併に伴いまして、同じ種類の団体については、統合によって活動の活性化が図られるように調整をすることとしておりまして、それぞれの団体の主体性を尊重しながら、また団体の判断、決定事項に沿って対応させていただいているのが現状でございます。それぞれの団体において、統合に向けての協議が何回も繰り返されて行われておりますが、これまでのそれぞれの団体が歩んできた経過や地域性、地域特性もありまして、なお調整が必要な状況にあると、このようにお聞きをしているところでございます。今後も社会教育関係団体の主体的、自主的判断を尊重して、委員会としても相談対応に当たっていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上、申し上げます1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 一通りお答えをいただいたところでございます。

介護保険については、いろいろ法律の内容、制度の内容を見ますと、もう私どもの頭ではなかなか理解のし得ないような難しい内容があります。ただ今回の改正によって、その地域がそのケアに取り組む。これ、障がい者の部分と同じような、重なるところもあるので、どれだけ地域の人が協力してその地域的に取り組むか、それから包括支援センターの、その取り組む内容、そういったものがかなり重要な役割を得るのではないかなというようにございまして、それでやはり、その身の回り、身近にそういった対象の方がいれば、それなりに真剣になるところもあるのでしょうか、なかなか若い世代の中では、そういった意識にはちょっと遠いのかなという気がします。町内には、いろいろボランティア団体もありまして、平均しますと、年齢的にはちょっと高い方が中心で、いろいろボランティア活動に汗を流されている団体も数多くあります。そういったことから、もう少し地域ということを重視しながら、もう少しその支援活動の輪を広げていただくような指導といいますか、認識を促すといえましょうか、そのいろんな自治会活動であるとか、ほかの活動を通しながらでも、そういったものを意識を醸成していくということも行政の仕事ではないのかなと考えるところでございまして、それから、この介護保険制度の改正については、いろいろ事務事業の簡素化、効率化からいくと、かえって複雑になったのではないかなという話も聞いておりますが、逆に、その町村と言いますか、その自治体独自の方策、施策を打ち出せるいいチャンスでもあるというような話も聞いております。そういった一つの介護、また障がい者に対する地域での取り組みも含めて、大空町としての姿勢といいますか、そういったものを一種独自の、その厚生労働省なんかの指導ももちろんありますし、北海道の指導もあるでしょうけれども、やはりその地域として、特色のある施策を打ち出していくのが、その地域的なほかのといえますか、ボランティア活動を中心とした活動の活性化といえましょうか、認識の醸成につながるのではないかな、そのように考えておりますので、いろいろなその折を見ながら検討いただきたいというふうに思っております。先ほどもちょっと言いましたけれども、地域包括支援センターの働き、かなり重要な役割を占めるということですので、現状ではこういったセンターの働き、人為的なものも含めて内容の検証といいますか、その実績、効果というものについてのお話がいただければありがたいと思います。

それから福祉バスに関しては、総合計画にも総合交通システム、地域交通システムの中で、同じような中での含まれた検討をこれからしていくということですので、いろいろ経費の面もありますでしょうし、利用率としてはかなり高いものもございまして、そういったものも含めながら、今後の取り組みを十分にしていきたい、そのように思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 包括支援センターの実績、効果、現時点で押さえているものについては、後

ほど担当者の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、こういう介護ですとか高齢者の方々の介護、さらには障がい者の方々との触れ合いというもの、町こぞって意識の醸成をする必要があるのではないかと、私も全く同感に思います。このたび、女満別地区、東藻琴地区でふれあい広場なども開催されました。そこにより多くの方々にご参加をいただいて、そういう機会をつくっていくということも大切ですし、さらに今考えておりますのは、自治会に地域の担当者という形で配置をしたいということで、自治会連合会などとも話を始めてございます。ただ単に担当者を配置するというだけではなくて、配置された担当者が地域活動を促していくということも必要ではないか、そういうその地域活動を促す中の一つとして、今議員が言われたような高齢者の方々との触れ合いですとか、障がい者との触れ合いだとか、そういうような分野の事業も出てくるのではないかと、そういう視点を持って、地域活動を復興させるような、そんな取り組みを実施していきたいというふうに考えてございます。

また、障がい者の方々の制度というものが市町村に移管をされて、市町村の独自性というものも発揮できるのではないかとというご指摘でございました。町としてモデル事業など、ソフト事業も実施しておりますけれども、町の施設の有効活用なども考えて、そういう有効活用と、今言われたような市町村の独自性というものをその中で発揮することができないかどうかというようなことも、今後検討してまいりたいというふうに思います。

福祉バスにつきましては、大変多くの方にご利用いただいているという、その実績がその必要性というものと十分勘案しながら、今後の計画の中にどのように位置づけていくかということを念頭において検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 地域包括支援センターの実績についてご報告させていただきたいと思います。

介護保険認定の調査、訪問でございますけれども、訪問実施件数につきましては、324件でございます。延べ件数にしますと394件になります。内訳でございますけれども、保健師が訪問している分が240件、嘱託看護師が実施している分が154件となっております。相談の方法でございますが、訪問が709件、来所が141件、電話によるものが259件、合計で1,110件の相談を実施してございます。相談の内容別の内訳でございますが、実態の把握が延べ件数で30件となっております。新予防給付に関することでは792件、特定高齢者の訪問が38件、機能訓練に関する、訪問リハビリでございますけれども50件となっております。介護相談は321件、介護認定に関することにつきましては113件、その他64件で相談内容は1,408件となっております。

新予防給付にかかわりますケアマネジメントについて報告をさせていただきます。要支援1につきましては35件、要支援の2につきましては37件の合計72件となっております。

以上でございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今、地域の包括支援センターの活動内容をお伺いしたところですが、かなり多種にわたって細かい活動をされているということがよくわかったところですが、これはいつからいつまでというような期間といいましょうか、年度でいうのか、4月以降の分なのか、この辺についての期間的なこともお伺いしたいと思います。

あと、前段の答弁につきましては、いろいろとこれから十分に取り入れられながら進めていていただきたい、そのように思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 大変失礼いたしました。ただいま報告させていただいたのは18年度分でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 福祉関係につきましては、昨年、ことしということで、大変大きな制度改正がありました。このことが、地域の住民のその利用サービスを受ける利用者の皆さんはもちろんでありますけれども、地域こぞってこういう体制を取っていかなければならないということが、その法の趣旨の中にあらわれていると思います。そういう形をできるだけ早くつくって、意識の醸成ができるように努力してまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 次、道路の部分なのですが、いろいろと財源も含めて今検討されている、そういう答弁をいただいたところです。これもやはり地域、道幅の説明もいただいたところなのですが、やはり地域間の交流が盛んになればなるほど、準農村地帯を走るわけですから、最近の農作業機械なんかも速度が遅いですし、先ほども言われましたようにカーブが多い。そういったところでの事故の発生にもちょっとつながりかねないような部分も多く見受けられるのではないかと、このように思います。恐らく地域のふれあいトークの中でも出されたのは、そういったことも心配の一つとして挙がっているのではないかと、そういうように推測をされるところでありますので、またこれは総合計画の話も出てきましたけれども、やはりある程度の見通し、年限を示してあげることが、特にその地域にお住まいの方、それから頻繁に両地域を行き来される方にとっては大事なことはないかな、そのように思います。いつできるかはわからないけれども、早くなんとかしてほしいというよりは、早めに計画なり、方法を示してあげられるよう努力をしていただきたい。そのように申し上げておきたいと思います。

それから、災害時の道路復旧、補修について、いろいろと巡回活動等々を通じながらいろいろ努力をされていることはお伺いしたところなのですが、やはり行政面積がかなり広大でもあります。そのうちの、その発生の可能性のあるところというのは限られているのかどうか、全体はなかなかわからないところなのですけれども、やはりこれは地域の住民、町長の答弁の中にもちょっとありましたけれども、その地域の住民の方々の協力をどのように得られるか、また得なければ細かな巡回、監視ということには難しいのではないかというふうに思います。そういったことで、いろいろ地域の人はその地形、その他排水の状況なんかもいろいろ詳しく認識しているという観点から、もうちょっと積極的にそういったコミュニケーションを取りながら協力をお願いするというような形も、今後必要になってくるのではないかと。それによって、その災害時の未然に防ぐ、そういったことが少しでも減ればお互いにとってよいことでもありますので、そういった方法も考えてみられてはいかがかと、そのように思いますのでお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 連絡道路の関係でありますけれども、道道、国道の整備については、事業主体が北海道であったり、また国であるというようなことから、私どもが主体的にその年限を示していくのがなかなか難しくなっております。しかしながら、要望していく中でその事業主体であるところから、ある程度の計画概要というものを聞きながら地域の皆さんにお伝えをしていきたいというふうに思います。また開陽中央線、私どもが管理をしている道路については、当然、総合計画に位置づけるということが前提ではありますけれども、現在、実施計画の取りまとめの中でも非常に重要な項目として挙がってきてございます。そういった中で、先ほど言いました事業の選択をしながら、こういった時期に取り組みが可能であるかというようなことの検討を並行して進めているところであります。そういったものの見通しが、ある程度立ってまいりますれば、地域の皆さんにもいろいろな形でご説明させていただきたいと、そんなふうに思います。ふれあいトークの中では、農作業機械のこともありましたし、交通量が多くなって交通事故等の対策ということについてもご要望がありましたし、農村部の道路とはいいながら、子供たちが自転車で通学をするというようなこともあると。そんなことも十分念頭に置きながら、早期の整備をしてほしいというような要望でございました。

また、被災箇所等については、当然、巡回している中でどのようなところが被災になりやすいかというような状況については、ある程度把握をさせていただいております。住民の方々の協力を得なければならないこととして、隣接する畑などからの土砂の流入の防止であったり、また地域の道路の清掃活動による落葉等のものが堆積しないようにするというようなことも必要なことかと思っております。今、農業サイドの方では、農地・水・環境保全向上対策という事業がいくつかの地域で実施をされています。これは地域の中の道路の保全管理というようなことも、役割の中に含まれていますので、そういう中でご協力も賜りたいというふうに思いますし、今後、広報の中で町のその道路の整備の考え方や、またそれを維持管理していくために、どのようなところに視

点を持って管理をしていかなければならないか、また地域の皆さんにも、こんなところでご協力をいただきたいというPR活動もさせていただきながら、さらに職員が現地に赴いたときにご理解をいただくような、そんなコミュニケーションを取って、皆さんと一緒に現在ある道路というのをしっかりと大切に使うという努力を繰り返していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 これもふれあいトークの中で書かれていた内容なのですが、一度決壊をしてしまったと、その補修についてはもう二度と起こらないような補修の仕方を考えてみてはどうかというのがあったような気がします。それで、どこでその工事をやるかわからない、現状のまま復旧するだけでは、また再度決壊をしかねない。その二度と起こらないような工事の方法を取り入れてくれというような内容もあったように思いますので、その辺のことも含めて、その道路をよく利用される方、近くにお住まいの方なんかも、いろいろと復旧の際には、いろいろご意見を伺いながらやっていただくのがいいのかなと思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 そのことについては、当然、地域の皆さんのご意見を賜って進めていきたいというふうに考えてございます。ただ復旧の方法の中で、災害復旧事業債等を活用して行うような場合については、基本的に現状の形を復旧するという制約がついているような場合もあります。そういった中では担当者から、さらに工夫のある復旧工事のあり方ということで提案をさせていただいている部分もありますけれども、すべてが認めていただけるわけにはいかないというようなことがあることも、ご理解を賜りたいと思います。もう一つは、確かにいい方法ではあるのですが、非常に金額的に事業費が多大になるというようなことから、やむを得ずそういった工法が取れないというような場合も中にはありますけれども、もちろん一番いいのは、一回やったところが二度と決壊することがないということが一番でありますので、当然、そういう中で、工法をいろいろ検討しながら対処してまいりたいというふうに思いますので、ことは今のところ、そういうようなところにはまだ、この秋はまだ至ってはおりませんけれども、これから心配であります。もし、今後いろんなところでそういうような場面がございましたら、またご指導賜りたいと、そんなふうに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 それでは、坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休みたいです。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

7番 坂本一光議員。

◇坂本議員 それでは大きな3番目の項目の学校図書、教育委員会関係のことについて質問させていただきます。今いろいろ数字を挙げて、全国平均、全道平均から見ると、かなり上回っているという説明をいただいたところなのですが、実際、学校をよく出入りされる方、特に小学校なんかは会議室によく使われる経過がありますけれども、実際、そういった人の話をお聞きしますと、かなり傷んだ図書はあるけれども、最近購入された形跡が見えないというようなお話でした。そういった中で、これだけの19年度174万5,000円ですか。そういった予算が執行されている中で、実際、その図書の更新ということがどういうふうになっているのか、そのほかに移動図書も利用されているということでもあります。そういったことで、実はある団体が寄付を考えたという経過もあるのですけれども、その辺について、なかなか各教室に配備されているから目立たないのか、図書室としての整備がどのようになっているのか、その辺がちょっと外部の者から見ると、内容が伴っていないという印象が強く受けますので、その辺のことを改めてお伺いしたいと思います。

それから、食育についてなのですが、やっぱりいろいろ全国的な組織で取り組んでいるというような説明もあったところですが、実際、学校ではそのように実践することは可能ですし、指導も一方的な指導は行えるのですが、家庭でどのように反映されているかということについては、教育委員会としてはどのように把握されているのか、また平成17年にも質問させていただいた経過もありますけれども、家庭との連携、学級通信、学校通信なんかでは書かれているということはお伺いしたところなのですが、実際それがどのような形で反映されて改善につながっているのか、そういったことも、どのように検証されたのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

それから、社会教育関係についてなのですが、やはりその地域性の違いというのがいろいろ出てくるのは実感としてわかるころなのですが、やはりこれは、その都度、教育委員会の職員がそれなりに参加をする、いろいろ参画をする機会が多いと思われる。そういった中で職員の何といいましょうか、仕事として、果たして現在の人員で十分対応ができているのかどうか、これは社会教育、いろんな老人クラブを含めて青少年のスポーツ団体もあるでしょうし、青年団体も女性団体もいろいろな多種多様の団体がありますので、こういったことがすべて、その現体制でフォローできているのかどうか、こういったこともあわせて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、ご答弁をさせていただきたいと思います。

実際に学校の図書室に行かれての感想も含めてお話あったかと思いますが、多分、女満別小学校でないかなと思うのですが、女満別小学校は、本の充足率193%ということになっております。昨年度は39万3,000円の決算で本を買ってございますから、女満別中学校が48万3,000円ですから、額としては決して少ない額ではないのです。たくさんの本が、今ご指摘ありましたように古い本もそのまま図書室に置いているという充足率約193%なのですが、古い本もいっぱいあるので、39万円あたりの額で買った本が2,500円ぐらいにしますと、そんな冊数にはならないものですから、どうしても、こう古い本が多いなという印象になっているのではないかなと思います。このことについては、ほかの学校の廃棄状況が非常に適切になされていて、大体充足率、文科省が定めております標準冊数の充足率に100%前後に近い形で廃棄等更新等がなされていますので、この辺については、今後、当該学校に指導してまいりたいと、このように思っております。先ほどちょっと、答弁の中で中学校の標準充足率87%と申し上げたのですが、簡単な割り算間違っていました。92%です。それで、小・中学校あわせの大空町の充足率は120%と。これは、今申し上げましたとおり、女満別小学校の充足率が193%ということで、極めて高いということが、全体的な充足率の数を挙げていると、このようなことになっているとご理解いただきたいと思います。

それから、食育の関係ですが、家庭にどのような形で実践化されて、それが改善を図られているのかということでございますが、女満別町時代に坂本議員からご質問いただいたとき、養護教諭の先生方が平成12年、14年、15年と3カ年調べて、そのときの小学校の朝食を食べてこない率は19.8%でした。5人に1人食べていないという。中学校は24.1%で4人に1人食べていないという状況が当時ありました。今回、昨日、25日に小・中学校全部に一斉に、朝食を食べてきたかどうか調査をしていただきました。その結果を申し上げますと、小学校は3つの小学校をあわせて32人食べてこない子がいた。その率は7%です。平成15年のときが19.8%でしたから、約3分の1に数が減っていて、いろいろな方面の啓発活動等が功を奏しているなど、このように思いますし、中学校は女満別中学校、東藻琴中学校あわせて12人食べてきていなかった。この率は5%です。平成15年の調査のときの食べてこない率が24.1%ですから、約5分の1に食べてこない子供の数が減ったと。それだけ、いろんな関係の指導や啓発活動が、功を奏して大きく減ってきているということがわかりました。そういう意味で各家庭におかれても学校日より、学級通信、保健室日より等々から実践を深めてくださっているのだなあと、このように認識をしたところでございます。

それから社会教育関係団体のことではございますが、それぞれ各団体の会議があるたびに職員が事務方として同席をさせていただいて、その都度その都度、その協議の内容等についてアシストできることがあれば、アシストをしてきているところでございます。全体として、人員の対応が十分できているのかということですが、与えられた体制の中で、2つの村と町が1つになって、ほとんど社会教育事業はそのまま継承して事業展開してございますので、職員は大変な面もありますけれども、昨年

合併したときよりは、ことし2年目になりまして、要領等も得て一所懸命頑張って対応しているなど、このように私は認識しているところでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 どうも図書に関して、外から見る印象と、その実際数字を挙げられていただいた説明とは、どうもしっくりこないのですけれども、実際それだけの予算が執行されているということであれば、ちょっと私どもも何とも申しあげようがないのが実態なのですけれども、やはり、その今後とも充実した図書室を整備していただくよう努力をしていただきたいと思います。それから、旧女満別町時代に朝の読書時間というのをやられていた経過もありますが、その後、現状が続いているのかどうか、それが中学校に引き継がれているのかどうか、その辺も最後にお伺いしておきたいと思います。

それから、食育、食に関してはかなり改善点も見られる、効果があるという説明でしたけれども、やはりその食べてこない子供さんの原因まで、ある程度調査をしながら、あまり多くなければそういった個別の指導も含めて、これ決して悪いことではありませんので、そういったその原因究明、その対策も含めた中で今後も進めていっていただきたいと思います。

それから、社会教育に関してなのですが、これは大変ながらも、いろいろ対応しているということの説明でございました。私どもの考え方としては、私どもというか私だけなのかもしれませんが、やはり合併という一つの大きな流れの中で、両地域が同じ一つの町ということですから、極力、類似団体を一本化されるというのが望ましいと考えております。その中で、一つは合併という一つのことがあったから、一緒になった当初はかなり窮屈な思いもするけれども、後々いい結果につながるのではないかと、その参加する人たちも、そういう意識が生まれるのでしょうかけれども、これが何年か二本立て、両側で同じようなことを続けていきますと、今度何かの事情で別々であったものが一つにならなければならないとき、そういったときの抵抗の方が多いように思うのです。今まで何年も両地域で同じことをやってきたのに、なぜ今さら一本にしなければならないのだ、一体化しなければならないのだと言ったときの、そのいろんな調整作業、それから何かが大変になると、自分は考えているものですから、やはり合併間もない時期に、極力そういったものも指導の中で進めていただくのが、合併後の一つの対応の方法なのではないかと、そのように考えますのでその点についてお答をいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 お答えをしたいと思います。

まず、学校図書館の関係でございますが、ご指摘のとおり見た目とはちょっと違うよということですが、女満別小学校につきましては、もともと子供の数が600人ぐ

らいいたときの図書室でスタートしているものですから、戸棚をあけないでどんどん入れていくという、古いものもそのまま入れて置くというようなことがあって、こうした193%の充足率だと思いますが、ご指摘のように古いものについては更新をして、常に子供の読書意欲が喚起されるような学校図書館運営について指導してまいりたいと、このように思います。

朝読書についてですが、あの当時お答しました一校ですね、中学校にも拡大しておりますし、回数も一週間に2回、小学校なんかはふえております。その関係で、あともう一つ移動図書館車が今、全町一つですが、ことしは東藻琴小学校の方にも移動図書館車が回っているということで読書活動についての推進していく、そういうことについて、年々充実した形で進めているところでございます。

それから2点目の食育についてですが、具体的なお質問がありましたのでお答えしたいのですが、これは学校長から聞いた話ですが、個別的に朝食を取ってこない日があるなどというようなのは、体育をやったり、朝の様子を見たり、授業中の様子を見ていると担任がわかるので、そういうお子さんについては、家庭に担任が訪問をして、親御さんとそうしたことについて指導をしているという事例も何件が伺っています。そういうことで、食べてこない数も大幅に減ってきたのかなというように押さえておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、社会教育の関係ですが、議員がいろいろご指摘いただき、ご心配をいただいている内容についてですけれども、今年度は、それぞれの加盟をしている団体の単位団体、小さなその下にある団体等において、次第次第に一つに向けて、統合に向けてという意識が高まってきているように、担当の者からは報告を受けておりますので、今後、それぞれの地域性や過去の経緯等も踏まえながら、今議員がおっしゃられました方向で順調と言いましょいか、そういう形で進んでいくように、またお話の場に臨みたいと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 大まかには理解をしたところなのですが、また折を見て、こういうことは常日頃の調査と、それから対応と、こういったことが必要になってこようかと思しますので、また時期を見てそれなりのことをお願いすることもありますので、調査また対応を十分にさせていただきたい、そのように申し上げて終わりたいと思います。
以上です。

◇議 長 教育長。

◇教育長 朝食の関係ですが、かつてやったような形で養護教諭の先生方に、こないだも電話等で、改めて今回は緊急的に調査をさせていただいたけれども、部会として、原因も含めて、理由も含めてそうした調査活動をしていただきたいということはお伝えをしてありますので、きちっとした形で結果を収集したいと、このように思ってお

りますのでご理解をいただきたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。

次に、13番、豊島義秋議員の一般質問を許します。

◇豊島議員 19年度第3回定例会にあたり通告しております一般質問をさせていただきます。

項目につきましては、地域振興でございますけれども、藻琴山温泉芝桜公園の今後の運営方針と施設等の整備について、3点ほどお伺いしたいと思っております。

この関係につきましては、皆さんもご承知のとおり昨年の6月にボーリングがされ、湯量が出たというようなことの経過の中で推移しているわけでございますけれども、この質問をした趣旨が明確にしておきたいということで、6月の定例会の同僚議員の質問の中では、整備や長期計画を定めて順次整備に取り組んでいきたいという考えであるという答弁でございました。それから、7月頃の地域審議会の質問に対しての藻琴山温泉の運営の仕方等については、老朽化している施設等があるので、宿泊施設は休業をしていく。それから、12月の質問に対しては、民活の投資の呼び水となるような方策を練り上げて、早い段階で方向性を出していきたいという答弁であったと思います。それから3月の定例会の一般質問では、企業誘致を考えているが簡単ではない、なかなか難しくなっていると。いろいろ当たった結果のそういうコメントだったと思います。それから6月の一般質問の中では、民間誘致は難しい現実にあるということでございます。こういう経過の中で、町の広報の8月号で町長の手記の中でも、藻琴山温泉のカットについて事細かに町長の考え方なり、今後の進め方の思いを述べております。その中では、この手記の言葉を借りれば、東藻琴地区からよく言われることは、芝桜公園の整備について私自身も頭から離れないと、そのようなことで受け止めていると。いろいろなご意見があると。簡潔に整備したらいいという意見もあれば、宿泊施設を整備したらいいという意見もあると。それらを十分踏まえて、こういう財政難の中でどのようにしていったらいいか、いろいろ考えているということのコメントだったと思います。そこで私は、この手記の終わりの方にもありますけれども、現状で構想段階で皆さんの意見を聞きながら具体的な計画事業を進めていきたいということでございますけれども、1点目の質問の内容で民間投資による整備か、町投資による整備か、これについては先ほど、同僚議員が質問をしてきた経過の中での、要するに、民間投資を模索しながら整備をしたいという思いがあったのは事実だと思います。それをいろいろ企業やもろもろに当たったり、町は努力されたのだと思いますけれども、結果的には手を上げていただく企業がなかったというふうに、そういう中で、町投資で整備するのかなと、そういう大体推測はされます。しかし、議会において正式に民間投資から町投資に変更するという明言があったと私は理解してないものですから、この機会に、やはり町民、特に東藻琴地区の町民も含めて早く整備してほしいという要望に答えるために、やはりここで明確に民間投資から町投資で整備をす

るということを明言した中で、物事を検討されたいのではないかと、私はそう思っております。私はあくまでも整備する手だてとして、方向性は変わったなら、変わったものを変更しながら町民に説明していき、そして検討していったらいいのだろうと、私は思っております。そういう中で確認をしたいということでございます。

それから2点目については、1点目の整備の方向性によっても若干違ってきますけれども、整備の運営はあくまでも独立採算制か、まだ一部、一般会計予算等の運営かどうかで、これは何を聞きたいかという、こういう財政状況の中で、大幅な一般財源を投入してまで運営をするような、そういう施設整備はなかなか難しいのだろうと個人的には思っております。ただ、東藻琴地区の町民からすればどうなのかなというようなことがあります。そういう中で、例えば指定管理者になっております藻琴山温泉の管理の業務費については、現況ですけれども、これは過渡期だからやむを得ないと思っておりますけれども、業務の費用は使用料をもって充てる。結論的には、一般会計から一銭も出していないということです。それから私は、朝日ヶ丘の公園、それからメルヘン公園、みそもくそも一緒にしようと私はそう思っているわけではありません。いませけれども、現況の話としては、朝日ヶ丘公園についてもメルヘン公園についても、何がしか収入、収益事業をやっている分もありますけれども、結果的には、維持修繕、それから運営費についても、結局一般会計で持ち出しをしていると。金額の高をどうということではございません。それと例えば、独立採算制ということであれば、民間で運営している女満別ゴルフ場、これは企業誘致を長年努力されて、やっと来た企業でありますし、それは3年間の支援、それからプラス2年、それからことし1年、実質希望は3年という希望だったのでしょうけれども、一応契約上というか定款上では1年にした経過があります。そういうことを考えますと、藻琴山温泉芝桜公園については、どこまでいっても、要するに一般会計の投資は0円だということであるのかどうか、そこら辺のことをお伺いしたい。

それから3番目につきましては、これについては過渡期でやむを得ない部分であるのでございますけれども、株式会社藻琴山温泉管理公社の運営の方法ですよね。今はボーリング等について旧東藻琴村の方式でございましたけれども、藻琴山温泉公社がボーリングを4,000万円何がしかをかけて、要するに経費を使っていると。結果的には現金がそれだけ無くなったということですね。出資金は1億5,000万円ですけれども、端的に言えば、要するに財産に置き換わったということです。そういう中で、今後、整備や運営方針を検討していく中で、将来的にはやはり他の女満別地区にあるいろんな管理方法、それらと同じような、やはりまな板というか、土俵というかそういうものに上げて、やはり検討すべきだと思います。ただ、藻琴山温泉につきましては、これは観光施設の最たるもので、そういう中では均衡をとるとか云々とか、それにこだわることはないかと思っておりますけれども、やはり初めから株式会社でございますから、これ営利企業ですよね、端的に言えば営利企業だと思います。その中で出資金がだんだん減っていく。目減りをしていくと。それは財産に置き換わったりなんかするのでございますけれども、修繕ももろもろ運営費も含めて減っていくわけですね。そうすると、やはり最終的には、要するに出資金を食いつぶしたというような結果しか残らなくなってくる。それではやはり何というのですか、町営として運営するには、

バランスがやっぱりおかしいのではないかと。今は過渡期だから私はやむを得ないと思っていますし、整備や運営方針が決まってそれをこうするとなったときには整備すべき問題と私は考えております。一応そんな思いがございまして質問させていただきました。

◇議 長 豊島議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時４７分
再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。
日程第５、一般質問を続けます。
豊島議員の一般質問に対する答弁を求めます。
町長。

◇町 長 豊島議員の藻琴山温泉芝桜公園の関係についてのご質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、１点目におきます民間投資による整備か、町の投資整備かということでございます。昨年、平成１８年第３回の定例会で一般質問にお答えする形で民間の投資、企業誘致等についてはなかなか活用は難しいと、町が行う部分の全体構想をもって、段階的に整備を行っていきたいということでご答弁を申し上げました。この折、私においては、現在の公園をそのままにしておくわけにはいかないというようなことから、まず行政ができるところを整備していこうと、そんなような考え方でご答弁を申し上げました。すでに、お示しをしております整備構想については、町として実施をしたいという考え方でございます。しかしながら、それ以外の部分、今後のことにつきまして全く民間の投資を断念した、また妨げるものではないと、そんなふうには考えてございます。

２点目でありますけれども、運営はあくまでも独立採算制かということのご質問でございました。私自身は独立採算と、そのようなことを発言したという記憶はございません。この施設についても、あくまでも町の施設でありますので、そのほかの施設と同じように、ことしの４月から指定管理者制度ということで、株式会社藻琴山温泉管理公社に指定管理をお願いしているところでございます。ただ、ほかの施設と異なりますのは、現在では、入場料収入の方が維持管理経費よりも多いというような状況があるということでございます。指定管理という形でお願いをしている上においては、当然、会社として採算がとれるように行動力をいただくことは、当然であろうというふうには思いますけれども、結果として無理な場面というのにも出てくるというふうに思います。当然そういったときには、協議をさせていただくことになろうというふうに思っております。第３セクターによる赤字というの、いろんなところでありま

すけれども、今後出てきております連結の赤字比率というようなものにおいては、第3セクターであっても同一の赤字と見られるというようなことを考えますれば、同じ町の施設として考えていくのが適切ではないかと、そんなふうに思っています。

3点目、株式会社藻琴山温泉管理公社のあり方等でございますけれども、本年の第1回の臨時会においても答弁をいたしてございます。そのときは、指定管理者にかかるご議論をいただいたところでありまして、当時、助役が答弁をいたしましたのは、指定管理期間である3年間の中で、不合理を解消するように検討していきたいというふうにご答弁申し上げておりますし、私自身も今の体制が本当によいのかどうか、しっかりと議論をしていかなければならないと、管理公社の体制に違和感があるというのも事実であるということで、お答えを申し上げておりました。今後においては、いろいろな形を考えながら、管理をどのような形で行っていくのがよいのかというのを、あわせて検討していかなければならないというふうに思っています。また、藻琴山温泉管理公社で昨年、ボーリング掘削をいたしております。これにつきましては、実際の工事は、昨年6月ぐらいからということでありまして、旧東藻琴村時代に、すでに発注行為がされていた内容のものであります。しかし、公園、その他のほかの施設等については、町の施設というようなことも考え合わせますと、今後、公社が取得をいたしました温泉等についての財産的な区分を明確にする上で、町として、その部分を整理していかなければならないと、そんなふうに考えてございます。そういう中で財産の区分を明確にしながら町として管理をしていく。ただ、いろんな管理の方法がありますので、その方法については、体制も含めながら検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 今、町長から3点についてご答弁をいただきました。私といたしましては、考え方についての答弁については、そのようなことなのだろうと思います。過渡期でもありますし、断定できない部分もあるということの中でのことだと思っておりますけれども、どちらにいたしましても、先ほど申し上げましたように、町民に対してこういう方向で、こういうやり方で最小限いきたいのだというものを十分に説明を、PRをしていく中で、整備方針やもろもろ検討していただければありがたいと、そのような思いでございます。

1点目の関係については、現状では民間投資の希望がないということで、町投資で整備をしたいという考え方だと。ただし、内容等によって、今後について民間投資のことも、そういうものもあれば検討することもあるという答弁だったと思っておりますけれども、誠にそれでよいのではないかと、私個人としてはそう思っております。

それから2点目の関係につきましては、独立採算制でということは、あんまり言ったことはないということですが、確かにそういうことを聞いたことはございませんけれども、民間投資なのか町営投資かによって、基本的な考え方として、民間投資の場合は、理想的には民間の独立採算制ということがあるのだろうと思います。そ

ういう中で、こういう質問をさせていただいておりますけれども、町長の答弁は、町の施設として同じような扱い、考え方をしていきたいと。収入の内容によっては当然、収入が多ければその中でやってもらうというのは当たり前のことでございますから、ただ将来的には、施設や設備等についても老朽化やもろもろもしてくるということもありますから、私は申し上げたいのは、同じような判断基準なり、ある程度一定の目安でそういうものを管理運営していくなり、委託、指定管理いたすとか、そういうことをしていただきたいと、そういう思いでございます。

それから3点目の管理公社の今後のあり方については、今町長から答弁がございました関係で、過渡期としてはそういうことなのだろうと思います。前段で、私申し上げたように、株式会社という中で、1億5,000万円の出資を旧東藻琴村時代に出資をしているわけですが、それが財産に置き換わっているということが現実にあるわけですね。ボーリングとして。ですから、私が危惧するのは、将来において禍根を残さないためにも、やはり一定の検討をして、整備なり方針なりが決まってくる中では、そういうものも整理されて、ほかの施設と同じような、その指定管理するにしても何にしても、そういうふうにしていかないと禍根を残すだろうという危惧をしているだけのことでございまして、株式会社がそういうものを財産として取得していくという方式にはならないのだろうと、私個人的にはそう思っています。そうでなければ、後で出資金をただ食いつぶした株式会社が残るというような、不幸なそういう出来事になっていくのだろうと思います。そういうものを早めに解消することが、将来禍根を残さないことではないかという思いで質問しております。

以上でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回この提案をさせていただいております構想については、議会の場でも、また、町民などにも広く披露し説明をし、そしてご議論をいただいきたいというふうに考えてございます。

また、独立採算の関係でありますけれども、行政がその施設を守るというのでしょうか、責任を持つという言い方もあるかもしれませんが、私はやはり、町民の方々の理解の上で、町民みんなが支えていく施設というような位置づけで、常に考えていかなければならないのではないかとこのように思います。当然、収入を上げたり経費を節減したりというご努力は、会社として、または町としてもいろいろアイディアを出しながら進めていきたいというふうに思いますけれども、その時々、町民の方々がその施設をみんなで守っていこうといいましょうか、支えていこうというような形になるのが、最もすばらしいことではないかというふうに思っております。そういう意見を聞きながら、今後の管理体制というものをつくっていききたい。運営の仕方というものをつくり上げていききたいというふうに考えてございます。

3点目の株式会社が財産、今回でいうところの管理公社の株式会社が財産を取得するのはいかがかということであります。先ほど言いましたように、財産区分上の問題もあらうかと思っておりますので、現在検討しておりますのは、町としてその温泉そのもの

を取得するというようなことを考えて調整をしているというような段階でございます。そうした中で、一元的な管理がとりあえず可能になるのではないかと、そのようなことを考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 2回目の答弁をいただきました。

内容については、私、前段で申し上げましたように、方向転換なり考え方を修正なりするのであれば、町民に十分な説明をして、整備方針や計画を立てて進めていきたいと。ボーリングをして温泉が出ているということもありますし、早急にという思いはございますけれども、十分な財政やもろもろを含めて検討され、整備に着手できるように努力していただければありがたいと思います。

これで私の質問は終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 ただいま、議会において提案をさせていただいております整備構想で、いろいろご議論をいただいているところでありますけれども、これらについても、町民の方々にもご意見を伺うべく説明をさせていただく機会を何がしかの形でもって、そしていろいろな形づくりをしていきたいと、そういうふうに考えます。今後ともご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて豊島義秋議員の一般質問を終了します。

次に、15番、樫原達也議員の一般質問を許します。

◇樫原議員 それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず第1、医療行政について。妊産婦の緊急時における救急体制についてということで、陣痛や腹痛を覚えて初めて救急車を呼んで医療機関に駆け込み出産することを飛び込み出産ということで、毎年事例が増えているとのことです。その多くは、妊婦健診を一度も受けたことのない未受診妊婦で、各地で救急搬送中受入れ拒否をされるケースが相次いでニュースとして報道されております。奈良県で以前にも発生し、今年8月末にも同じ奈良県で、妊娠中の女性が病院で受入れを断られ死産いたしました。その後、北海道、宮城県、千葉県などでもかかりつけ医のいない妊婦の受入れ拒否のケースが明らかになっております。我が大空町は大丈夫でしょうか。どうなっているのかお伺いいたします。

2番目、妊産婦健診費の助成についてということであります。聞くとところによりますと妊婦は出産までに13回から15回の健診を受け、費用は1回約5,000円、血液検査や超音波検査をおこなうと1万円から1万5,000円かかる場合があります、町に聞くと2回分の健診費用を負担しているとのことでありますが、独自に負担軽減に取り組む自治体もあります。拡充を検討してはどうかお伺いをいたします。

第2番目、教育用パソコンの更新について。小学校の図書室に時々行く機会があるわけですが、先ほど図書室の方の写真は取らなかったのですが、そこには25台のOSウインドウズ98がありました。買ったきりで一度も更新をしていないのではないかと思います。また同様に、職員室に行っても一部私物を使って作業をしているように見受けられます。個人情報流出するのではないかと心配をいたします。今後どのようにしていくのかお伺いをいたします。

第3番目、地域活性化対策について。女満別網走間の国道39号線と高規格道路についてであります。美幌高野から女満別空港までの高規格道路が開通し、通称ウエルカム道路を通して39号線へ続いて車の流れが変わり、合流点から網走方面への流れが劇的に増加をしているとの説明が前回ありました。網走地域への道路は、当地域の発展と安全で安心して豊かな生活が確保されるために必要な道路として整備するには、当面、高規格道路は女満別空港を終点とし、網走方面の一部ですが、女満別呼人間で4車線になっております。整備、広げることによって、追い越し禁止区間もなくなり、中央分離帯があり、片側2車線になると正面衝突もなくなり、イライラ運転もなくなるでしょう。また、美幌から網走方面へ行く救急車も国道を通っております。高齢化社会に適した一般道路の整備を優先した方が重要であると思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

◇議 長 この質問に対する町長の答弁については、1回目登壇されるので、1番と3番を一緒にやっていただきたいと思います。樫原議員よろしいですね。

町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にお答えを申し上げます。

少子化という時代を迎えまして、たくさんの子供が生まれてほしいと願う多くの方々がいる反面、痛ましい事故が後を立たないわけでありまして。網走管内におきましては、北見赤十字病院が総合周期母子医療センターということで、総合的な産婦人科の受入れ態勢を構築するという位置づけになってございます。そういった中で、救急搬送をもって出産に駆けつけるというような場合が近年出てきているということで、本町においても過去に一度も健診を受けていない方が、救急車でもって産院に運ばれ、出産というような事例があったというふうに聞いてございます。現在、消防の救急隊員につきましては、妊婦搬送のための研修も受けておりますし、分娩等に対応した適切な処置、処理というのでしょうか、そういうような訓練、研修等も受けておりますので、もしもの場合については、救急車でそういったところに搬送をするということも対応しておりますし、今後もしっかりと対応をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

妊産婦の助成でありますけれども、議員ご指摘のとおり、現在2回助成をさせていただいております。今年の1月16日に国から北海道に対して通知がなされておまして、この回数を原則的に公費負担を増やすべきであるというようなことが指摘をされています。現在、北海道町村会と委託を行っております医師会との中で、この協定

を見直してその回数を増やしていこうということで現在調整中であります。我が町といたしましても、最低5回程度に増やしていきたいと、そんなふうな考え方を持っております。来年度に向けて、この当たりどういった回数がいいのか、どういう内容で助成をしていけばいいのかということについて、十分検討をして進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、地域活性化の道路の関係でありますけれども、美幌バイパスが開通をいたしまして車の流れが大きく変わりました。特に、美幌バイパスをご利用される方々は休日によくご利用いただいているというような状況かと思えます。一方で、経済的な観点から見ますと、高速交通網が発達をして、町内の経済的なことにも影響を及ぼすというようなことが感じられるわけであります。町内的な小さな範囲で見たときには、素通りされるというのは消費減につながって経済効果を生み出さないと、そういう側面もありますけれども、この圏域として見た場合、高速交通網がつながるといことはいろいろな地域からこの地域に多くの方が訪れていただける可能性を広げるというようなことから言えば、圏域として見た場合については、地域活性化の効果というものもあるのではないかとこのように思っています。私は常日頃、高速道路そのものというのは、つながってから初めて機能発揮するものではないかと、そんなふうに考えてございまして、この北海道横断自動車道北見網走間の建設促進期成会の中で関係市町村と連携を図りながらご要望をさせていただいているところであります。しかしながら一方では、道路財源が先細りしてきている、使えなくなるような状況があるというようなこともありまして、私どもの女満別空港から網走へ向けての整備のあり方ということについても、関係市町の中でもいろいろ議論のあるところであります。今までと同じような整備手法でいいのか、さらに、早くそこに到達することは必要なことではありますけれども、また別な整備手法があるのではないかと。今、議員がご提案をいただきました2車線化というのも一つの方策ではないのかというふうに議論があります。まだまだ十分な議論になっていない現状もありますので、こういったことについて、関係する市町といろいろな協議を進めながら、今後どのような形で整備を要望していくかということについて、検討してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げ、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは私の方から、教育用パソコンの更新についてご答弁をさせていただきます。学校にパソコンが導入されましたのは、平成元年に学習指導要領が改訂になりまして、情報化社会の到来の中で、子供たち一人一人に情報活用能力を身につけさせたいと、そういう願いの中で、国が積極的にこの導入を進めてきたものであります。

現在、大空町の小・中学校において使用されているパソコンの導入の時期でございますが、女満別地区につきましては、平成13年6月、総務省の補助事業の地域イントラネット基盤施設整備事業として、教育支援用システムの一環として、一括購入方

式で女満別小学校、女満別中学校に導入されております。その次の年に豊住小学校に導入されております。東藻琴地区につきましては、平成12年に東藻琴中学校、平成13年に東藻琴小学校に借上げ方式でコンピューターの導入がなされております。議員ご指摘のように、この年次から見ましても、もう6、7年経過をしております、その経過の中で基本ソフトも98から2000、MEそしてXP、新しいのはVISTAというのが既にもう出ているということでございますが、そういう経過をしているところでございます。東藻琴地区、女満別地区両地区とも導入の時期が重なっておりますことから、更新の計画の立案に向けて、この10月の初めに各学校代表の情報教育機器担当者の検討会議を開く予定にしております。それら学校との理解、協力を得ながら、平成20年度からの年次的な更新計画を今立てているところでございます。財政状況もございますので、役場の庁舎内にありますOA委員会に諮って、それらの更新の計画が財政的にも有利な方法で行えるように今後進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。個人情報に関する答弁が漏れています。

◇教 育 長 大変失礼いたしました。個人情報の管理の問題についてのご質問をいただいております。これについては、各地でいろいろな情報漏れのことがありましたので、そうした事案が発生するたびに、校長会議、教頭会議でそれぞれ先生方が個人のパソコンを学校に持ってきて作業をしているというようなこともあって、情報管理について適正に行うように厳しく指導をしております。そうした事案が発生したというようなことは今のところ伺っておりません。道立の高等学校においては、そうしたセキュリティの問題についても学校に導入する際に配慮していること等もありますので、今後、職員用のパソコンがどのような形で導入できるか、合わせて検討させていただきたいと、このように存じます。どうも大変失礼いたしました。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 緊急時における体制は十分やれるよという答弁ですけれども、何か美幌では今までに2、3回そういうことがあって、大変で24時間体制で、10月1日からやるような説明を受けたわけなのですよ。女満別はそれは大丈夫だということで心配はしていませんけれども、毎日の不安解消のために、24時間体制を女満別の場合はもしかしたらどのようにするのか、その辺をお伺いいたします。それと、網走管内で人口1万人以下で小学校1年生に入学する生徒が、大空町が一番多いんですよ。留辺蘂より多い。その中で幼稚園費も安いし、保育料も安いということで、女満別は安心して人口を増やせる町であるということなのですから、その辺の考え方はどういうふうに思っているのかお伺いをいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、救急業務については、24時間体制で当然行っているわけでありますので、不測の事態になったような場合については、119番通報で救急車を呼んでいただきたいと、そんなふうに思っております。当然、先ほど言いました適切な対応をさせていただくということであります。ただこれは、受入れ側からの言い方でありますので、そこに頼むといいいましょか、連絡をする方々からみたときになおかつまだ不安がぬぐいきれないというようなことであれば、事前にそういう心配があるのだというようなことで、登録をいただくことも吝かではないと、そんなふうに思っております。実際にそういう妊婦である方と直接接する機会の多い保健師など、十分状況を聞きながら、そういった方々の不安解消のためにどういう形が取れるかということで検討してみたいと、そんなふうに思っております。

また、子育て対策をいいましょか、出生者1万人規模以下で我が町が非常に多いと。学校修学までにかかる教育費というのでしょうか、養育費についても公的な部分については安いというようなことで、さらに助成についてどんなふうに考えるのかというご質問かと思えます。先ほど言いましたように、国から最低限5回ぐらいは公費負担で持つべきではないかというような指導もありますので、最低そういった回数は、来年度から公費負担に向けて取り組みをしたいと。ただ、昨日もSTV札幌テレビの特集で6時頃やっておりましたけれども、やはり経済的な問題から、妊婦であっても健診に行かないという方が多いというようなことで、平均すると14回の事前の健診があるという中で、本当に必要な、全部必要なのですけれども、特に必要なのはという回数かということを考えながら、先ほど言いましたように、最低5回それ以上についてはどうなのかという視点を持って検討をして助成措置を講じていきたい。道内の市町村では、10回とかすべてというようなところで公費負担をされている自治体もあると、そんなふうに承知しておりますので、そういう事例も勘案をしながら対処していきたいと思えます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 助成費については、来年度から十分検討をしてやるということなので、一つよろしく願いいたします。

次に、移ります。10月から来年度に向けて検討をしたいということでありますけれども、網走もこの間、夏休みの間に、中学校のパソコンは全部新しいパソコンに更新をしたということが報道され、網走の教育委員会に確認したら、そうですよということでありました。網走の場合は、議員が質問しなくても職員が考えて、計画してやったのですよね。その辺、論語もいいのだけど、もう少し現場の声を、以前にもあそこの校長先生をやっておられたと思うのですけれども、その辺、十分現場もよく分かっているはずなので、どうしたらよいのかというのは、我々が質問する以前の問題だと思いますので、来年度なんて言わないで早急に、ことしからでも19年度からでもやってみてはいかがかなと思っております。本当にうちの子供もいったら全然動かないのだそうです。そう言うのですよね。ですから早く、打てるのは打てるのだけど全

然作動しないと言うのですよね。ゆっくりは作動するのでしょうかけれども。その辺の考え方をちょっとお伺いいたします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それではご答弁を申し上げたいと思います。ご承知のように16年度から東藻琴村、女満別町の合併等に向けた事務事業の調整等が進められて、17年度、18年の3月31日に新しい町が誕生をするという経過もございまして、後は基本ソフトの更新のこともあって、あるいは財政的なこともあってここまでご指摘のように遅れたということについては、率直に説明を申し上げたいと、このように存じます。来年から3カ年で5つの小中学校について順次機器の入れ替えをして、ご指摘されたような情報活用能力等に対応する体制に整えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 いっぺんに取り替えるより、パソコンをよく知っている人は、毎年取り替えた方が、その方がいいというふうに言っていたので。僕もあまりパソコンはわからないのですが、そのようにやっていった方がよいのではないかと思います。それと同時に、職員の方のパソコンはどのようにされるのかお聞きします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 更新の仕方については、学校の中をまとめて、例えば女満別小学校であれば女満別小学校の中の機種を全部まとめて更新をするというふうにしないと、指導をしていくときに機種によって差異が出て、指導するうえでも、また子供が扱ううえでも、若干困難が生ずるかなということで、そういう更新の計画を立てているところでございます。

先生方に公用のパソコンを職員室に備えることについてであります。現在、それぞれの学校の職員室に合計しまして12台、町の方で公用パソコンを設置して、職員が利用できるような配慮はしてございます。そうしたことも念頭に置きながら、先ほどご指摘のあった情報の漏れ等も含めて、今後どういう台数を、いわゆる職員が使う台数を配置できるか検討させていただきたいと、このように存じます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、そのように進めていってほしいのでよろしくお願いいたします。

次に、地域活性化対策でありますけれども、7月24日に東京でありました要望書の内容というのですかね、どのような内容だったのかちょっとお聞きしたいと思

います。特に、足寄と北見間ではなくて、女満別網走間について、要望をしていないのであれば要望していないでもいいのですけれどもね。その辺をお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 7月24日、先ほど行政報告でも申し上げましたように、上京をいたしまして、国土交通省北海道局、財務省、国会議員の事務所等に北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会として要望をさせていただきました。足寄北見間もあるのですが、そこの部分を除きまして、私どもの地域にかかわる圏域にかかわる内容として、まず一番最初に、北見道路の整備促進をお願いしたいと。さらにその後、北見道路の延長について調査促進をお願いをしたいと。その後、北見美幌間について調査促進をお願いをしたい。その次に女満別空港、網走までの区間について調査促進をお願いをしたい。この優先順位でもって要望活動を行ったところでございます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 女満別網走間は、前の宇野町長さんのときにも言ったのですけれども、女満別から網走の支庁まで行くとしたら、大体、20分から30分もあれば行くのですよね。それが高規格道路ができたからといって、そんなに早く着くわけではないのですよ。インターチェンジからあそこまで行くとしたら結構時間はかかるし、網走の住宅地である潮見団地の方から行くと結構時間もかかります。女満別から網走支庁に行く方がずっと近いからなのですよね。それを大きなお金を使って、財政負担もあるだろうし、こんな狭い日本で、ここから網走まで3分や5分早く行ったからって言って、そんなに経済効果があるとは思えないし、それから以前、港湾から空港までの道路を整備をしたいと言っておりましたけれども、釧路に行っても空港までそんなに立派な道路はないですよね。だからこの地域を発展させるためというか、今回、道路1本変わっただけでセブンイレブンが向こうに行って、大体、今の売上げが1.5倍以上売上げがあるそうです。あのように行ける人はいいいのですが、普通の人はいなかなか簡単に移転はできない。だから今ある道路を整備拡充というか、そうした方が地域のためにつながるのではないのかというふうに思っておりますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 おっしゃっている気持ちについては、十分承知していることであります。経済効果ということでもありますけれども、主要施設を結ぶということで、空港もしくは重要港湾、こういったものを結ぶというのが高速道路の基本的な考えというようなことから、網走の支庁もしくは市役所ということではなくて、網走港に向けて、基本的な高速道路網の考え方があるのではないかと思います。一方、大した時間的に短縮になるわけではないということでもありますけれども、それを言いますと、当然、美幌バ

イパスにおいても北見からの間、一体いかほど短縮になるのか、5分程度というふうに言われているかと思います。それと同じことになってしまうのではないかと。また、経済効果だけではなくて、医療の分野ですとか、そういった意味からも高速道路というようなものについては、必要という大きな使命も片方では持っているという側面もご理解をいただきたいと思いますし、先ほど申し上げましたように、地域の経済もちろん大切であり、そのことに十分配慮していかなければならないことであるということは認識しております。一方で先ほど言ったように、もう少し大きな圏域というところで見ますと、高速道路のある地域には、より広範囲のところからいろいろな方々がお越しいただけると。そういう側面も一方ではあるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。現実といたしまして、先ほど言いました優先順位の中で要望活動を行っているわけでありますけれども、1回目のご答弁でも申し上げましたように、その整備手法というのは過去においてもいろいろと変わっております。今後においては、議員が言われるような趣旨も念頭に置きながら、いろいろな整備手法について近隣の、この圏域の市町村などと意見交換をしながら、要望活動に反映できるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 優先順位といえば、女満別網走間は本当に20年先か30年先かと思っておりますけれども、今現在、雷が落ちたといったら岡山県の方がなくなったとか、バス事故があったよって聞いたら、韓国の人という具合に、いろいろな人たちと言うか、いろいろな地域から女満別に入り込んでいる状態です。そういうことで、女満別の周り、付近の道路整備、先ほども同僚議員が質問をしておりましたけれども、そのように高速道路をつくる以前に、高規格道路をつくる以前に、この地域社会の道路をもう少しきちんと整備をした方がよいのではないのか。その次に、優先順位は20年から30年先だからいいのかもしれないけれども、そういうことをしっかりと整備して、その後考えた方がいいのではないかというふうに思うのですけれどもどうでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 物事には優先順位があるので、地域の生活道路、そういったところを優先すべきだと。確かにおっしゃるとおりの部分もあるかと思いますが、ただ、それとあわせて並行的に、要望活動を繰り返したり、整備の実現に向けて努力していくということも必要ではないかと、そんなふうに思っております。私も道路整備のあり方について、高速道路一辺倒で関係機関にお話を申し上げているわけではございません。今回、国の方ですね、道路整備における特定財源の見直しに関する具体策ということで、各市町村から意見を徴集したいということで開発の方からご案内があり、その中期的な計画策定に向けた意見書を提出させていただいております。その中で一つには高規格道路、これが今寸断されてこの地域に向かってきていると。それをまず

早くつなげることをしてほしいと。さらには、現在ある道路そのものを長く使っていただけるように、既存の道路の改良整備というものを進めてほしいと。また、市町村合併など、私どもの地域は行いましたので、その両地域を結ぶ重要なアクセス道路の改修整備というところに財源などを使ってほしいということで、並行していろいろな要望活動をさせていただいております。道路というのはつながっていろいろな機能を発揮するということから言いますと、私どものミクロの一つの行政範囲の中だけの考え方ということだけでは通らない部分もあるかと思います。重要なことではありますけれども、圏域として道路交通網というところで、どのようなあり方がよいのかという中で要望させていただいている公僕の部類かと思っておりますので、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 大体わかるのですけれども、私の意見は今まで述べたようなことでありまして、地域社会と一体となってやらなきゃならないのはわかるのですけれども、例えば上川に行っても、あそこでインターチェンジができたということで、あそこの道の駅は本当に人が入っていないですね。だから本当に道路はつながっていいのかもしれないけれども、日曜日でもスタンドは閉まっているし、スタンドが閉まってしまえば、そこにいた7、8人の半分はいないと。それからあそこにあるコンビニも、昔はトラックなどがたくさん止まっていたけれども全然半減しているというように、行政は、たくさん新しい道路をつくりたいだろうけれども、つくればいいというものではなくて、後の管理維持費だとかいろいろとある。管理者制度があるから管理は管理会社に任せればいいというような考え方ではなくて、やはりもう少し効率のよいというか、どうやったらよいのか、将来どういうふうにするのかということをよく考えてやったらよいのではないかと考えております。その辺は、本当に一本変わることによって全然経済効果がごろっと変わるということをよく認識していただきたいなと。その後の管理維持費だとかもね。そういうことをよく含めてやっていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 議員のおっしゃる理由と言いましょうか、考え方というのは、国全体の中にも多くの方がお持ちの議論ではないかなと。都市周辺では費用対効果を考えて、道路はそんなにもいらないのではないかなというふうなご意見も多数あると。北海道に高速道路がなくしてもその他の道路で十分ではないかというふうなご意見があるのと類似するものなのかなと、そんなふうな感じも受け止めております。しかし、先ほども言いましたように、より遠くにいろいろな方々を運ぶそれも経済効果の一つという中で、幹線的なものとしてはある程度の量、長さの高速道路網というものが必要ではないかと。ましてや今現在、それが寸断をされている中でしか利用できないというような状況であります。まずはそういったものを一つ一つつなげていただくというようなことも必要ではないか。一方では、議員の言われている地域の経済効果、私自身はそ

ういう商売のところに携わった経験がないのでありますけれども、今回の美幌バイパスの開通によっていろいろな方のお話を聞く機会をいただきましたけれども、その中でも非常に大きな影響が出ているというようなことも聞いてございます。そういったものも実感をするわけでありまして、やはり圏域として、この高速道路網をいかに活用していくかということを考えていかなければならない側面もあるということで、何とかご理解を賜りたいというふうに思います。この部分については、私どもだけでは十分な行動ということにはなりませんので、先ほども言いましたように、地域としてどういうあり方がいいのかということで、関係する市町などとも、これから意見交換をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 終わります。

◇議 長 これにて榎原達也議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分
再開 午後 2時04分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、9番、深川 昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 それでは一般質問をさせていただきます。

行財政改革と総合計画について。先日、新聞等におきまして、各市町村の実質公債費比率が発表されております。大空町は23.8%と、こうなっているわけで、数字だけで見ますと、今後の各事業に投資とのバランスが問題にはならないのか。

また、総合計画の作成が進められている中、財源との関連から先細りの計画にはならないのか。住民も心配をしております。さらに、今まで行われているイベント、また各種事業についても、経費の削減努力をしていると思うわけですが、今後はもっと削減、あるいは中止なども考えられるのではないかと。全般的に見まして対応策の考えはあるのか、それと現状をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問、財政の状況等についてのご質問でございます。

9月7日づけで北海道内の市町村の実質公債費比率の速報値が公表されました。これは平成18年度の決算に基づいているものであります。我が町におきましては、2

3.8%と、昨年度に比べまして1.1%上昇している内容となっております。この上昇になりました背景でありますけれども、昨年度との係数のとらえ方の中で増えたものがございます。一つには、一時借入金の利子を追加するようにと。さらには、公有林整備事業債、草地整備事業債の起債の元利償還金が除かれていたものを追加をなさいます。そして、本町におきましては、農業関係資金の利子補給事業を行っておりますけれども、そういった債務負担行為の額も加えるべしというような見直しが行われ、そのことによって0.9%上昇となったものであります。この傾向は、全道的な傾向というふうにとらえているところでございます。今後の見通しでありますけれども、起債額を抑えるように努力をしましてまいりましたので、元利償還金の返済額、償還額は本年度をピークに減少していくということに予測としてなっております。しかしながら、実質公債費比率は3カ年分を平均するというような形で算出をいたします関係から、急激に数値が下がるということは難しいと。次年度においても若干、係数が現在は上がるものと予想しているところであります。こういったものを抑えるために、今申し上げましたように起債発行額を抑えること。また、さまざまな分野で特定財源の確保を図るということはもちろんでありますけれども、計画的な繰上償還をなくして、この数値を下げていということは難しいと考えておりますので、過去に借り入れたしました起債のうち、高利率なもの、さらには、土地改良事業の負担金等、こういったものについて繰上償還を行って、この数値の適正化をなるべく早い時期に実現をしたいと、そんなふう考えているところでございます。

いろいろな財政的な側面から、予算が減っているというようなことで、総合計画を策定中であるけれども大丈夫なのかということでもあります。当然、財政力が潤沢、余裕があった時代から大変厳しい時代に移り変わったということで、いろいろなものについて、常に見直しをしていかなければならないと、そんなふう考えております。これは今後、財政力の余裕が出てきた場合としましても、やはり常に必要なことではないかなと、そんなふう思っております。その事業等の必要性や公平性、効果というようなものを考えながら、適正な予算措置というものに努力をしましてまいりたいと考えてございます。しかしながら、ご心配いただきましたイベント等、各種事業、今の時点で何か取りやめをするというようなことで考えているものについてはございません。内容、その効果等についてさらなる効果を発現できるようなそういう見直しということが主眼になっているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきますと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 昨年度より1.1%の上昇の原因について、お答えをいただいたわけですが、住民にとりましては、やはりこの計算で出る数字だけがすべてではないとは考えますけれども、ただ、この北海道内市町村の比率表を出されたときに、各近隣町、あるいは市のデータ等はかなりやっぱり開きがあるわけで、その辺について、その出し方にもあります、その計算方式にもよりますでしょうし、これが出た次の日の新聞

にも出ておりましたけれども、要するに公債費比率の怪というような形で、要するにその辺の計算方式によって、こういった差は出たのかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいのでございますが。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに、私いつも申し上げていますように、数値で急に上がったとか下がったとかということで、マスコミなどはランキングづけをして、いろんな方々にお知らせをするわけでありましてけれども、実態が急に変わったということではないというふうに思っ、現実を深く重く受け止めているところであります。今回、実質公債費比率が公表されて問題といいましょうか、話題になっておりますけれども、国の方は、本年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものをつくりまして、4つの財政的な健全化、判断指標というものを導入していこうということになっております。一つは今申し上げました実質公債費比率。これは収入の中で、その年度借入金の返済や、それからリース料というのでしょうか、使用料、さらには、一般の企業で言えば手形のようなもの、負担しなければならないものが、その年度の収入のうち、何%ぐらいを占めるのかというような比率として実質公債費比率がございます。さらには、実質赤字比率。これは家計に置き直しますと、世帯主の財布の収支というのでしょうか、そういうものが赤字になっていないのかというもの、さらには、連結実質赤字比率。これは世帯主だけではなくて、その一家として見たときに、一般会計以外の会計、そういったものも含めて赤字になっていないのかと。家計でいいますと、世帯主の家計は黒字だけれども、実は奥さんの家計は赤字で、全体で見たときは赤字になっているということはないのかというようなものを見る指標。さらには、新しいものとして将来負担比率というものがあります。分子と分母のその関係というのは、実質公債費比率と同じわけでありましてけれども、その年度その年度で見るのではなくて、その総額、将来にわたっていくら、先ほど言った借入金や使用料、手形の決済、そういったものがあるのかというような形で見る。その4つを総合して多角的に見て、その財政の健全化度というのを見て、極端に悪くならないうちに早期の是正を促すというようなことにするという内容でございます。実際には、20年度の決算からこういったものが適用されるということでありましてけれども、20年度の決算と申しますと、間もなくスタートをする20年度の予算から、このことを十分意識をして編成に当たっていかなければならないということだというふうに認識をしております。一つの指標だけではなくて、こういう中身を機会のあるときに、また町民の方々にも適切にご説明を申し上げて、これからの町政の経営というところにご理解をいただくように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 丁寧なご説明をいただきまして、こういった数値的な表というのは、やはり

公表する場合に誤解を招くような出し方がいいのか悪いのかは別としまして、連結実質赤字比率からいきますと、やはり夕張市は断トツで3桁をいっているわけですね。この辺で、実際にそういったものを兼ね合わせて、実際に比較できるような表の出し方をしていただけると住民にもわかりやすいのではないかなと、このように思っているわけですが、なぜかと言いますと、住民にとりましては、やはり結論からいきますと、合併をして、こういったことを避けるために合併をしたのに、23%というのは、なかなか説明が私の方ではつかない部分もありまして、その辺については、今町長からご答弁がありましたように、多少なりとも安心はできるという語弊がありますけれども、数字に表わすような形の中で逼迫をした状態ではないと、そう判断してよろしいのかどうかをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私、平成2年に住宅を建てまして、その時に借金をいたしました。当時の年収が350万円で1,000万円の借入れを起しましたので、今のその比率でいきますと、将来負担比率が350万円のところ1,000万円ということで285%という数字になるのかと思います。毎年の償還額が70万円ということで、350万円の5分の1、約20%と、ここでいうところの実質公債費比率というものが20%ということだったのかなと、自分の家計に置きかえるとそんなところであります。ただ当時は、公務員ということで仕事をさせていただいておりましたので、ある程度将来給料が、つまり財政のところではいけば歳入が収入が上がっていくという予測が、ある程度立てられたということでもありますけれども、現状の市町村の場合においては、なかなかその収入増というところが十分見込むことができないという中で苦しさを味わっているということでもあります。現状はもちろん、先ほど言った数値のとおりでありますけれども、いろいろな形でこういった数値を一つ一つ健全化にもっていきながら、さらに、いろいろな事業活動ということもしていこうというスタンスでもって、現在、総合計画にあわせて財政計画もシミュレーションといたしましうか、組み立てている最中でありまして。そういう中で、また皆様方にはご議論をいただくことになろうかと思っておりますけれども、今時点は大変厳しい部分がありますけれども、この合併をして、何がしかの財政的な支援を上手に有効に活用しながら、町民の皆さんの将来をしっかりと築いていくのが私どもの役目ではないかと、そんなふうに考えておりますので、一所懸命努力をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 なかなかその住民の目線で見ますと、なかなか理解の得られない部分ですが、なかなか数字的ではなく現実論として身につまされるものもあるのかなと、このように思うわけです。昨今のこの景気の動向からいいとは思われませんが、くしくも、前出の議員からインターチェンジ、道路の件で日曜日なんかは本当に寂しい

限りだという意見もありましたけれども、道路も通らなくても、どんどん衰退をしていくという地域性については、やはりもう少し活性化の部分からも考え方を持っていられるような考え方があるのかどうか、当然、いろんなことで経費の削減、それが直結して住民に結びついていると思われるわけです。だからその辺で、今後、行財政改革を推進しながら大変難しいことではありますけれども、あわせてやはりそれに連結する地域の活性化の何か方策といいたいでしょうか、考え方を持っておられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 いろんなところで歳出経費の見直しということを、事業的にもやり、また補助金などではお願いをしている経過にあります。そういったものをしながら、片方ではいろいろな社会保障費の増嵩に、そういったものの財源を振り向けていけるような、そんな努力をしていきたいということが基本ではありますけれども、ただ単にそこで生活をとっていくということにおいては、それでできるのかもしれないけれども、やはり元気をもってこの地域を盛り上げていくというようなことにおいては、経済活動というようなことが片方で必要になるというふうに思います。そのためには、やはり金銭といいたいでしょうか、お金がいろいろなところで動くということが大切なことではないかなというふうに思っています。従来、国の施策などでは、公共事業を例えば発注をして地域の経済をよくしていこうというような、その政策もありましたけれども、なかなか今はそういうような仕組みになっておりません。地域の中で、いかにお金が回るような、その仕組みづくりをするかということが地域活性化のキーポイントではないかなと、そんなふうに思っております。これは、どこの分野がどうということではなくて、ほかの議員からも質問の中で地域の商品券の活用であるとか、いろいろな事業の発注の仕方、いろんなことについてご提案をいただいている部分もあります。そういうことを積み重ねながら地域の活性化ということを模索していきたいというふうに考えております。福田内閣ではありませんけれども、何か特効薬があつて、これさえあればいいんだというようなことではないというふうに思っておりますので、愚直かもしれませんが、そういう地に足のついたところを一つ一つ努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 大変難しい課題でもありますし、果たして、私どもがそうは言いつつも何かいい名案があるのかというと、これは私どもも首をかしげるところではありますけれども、そういったことでは、新しい内閣に対して期待をするほかはないのかと、地域の格差をなくそうという題目も唱えられているわけですが、ただ合併いたしまして2年を経過し、さらにその中で心配されるのは、若干やはり守りに徹しすぎていくということがあります。これはそういう表現が正しいのか正しくないのかは別といたしまして、守りも大切ですけれども、やはり、こういったことをスポーツごとに

当てはめるわけではありませんけれども、やはり、攻撃も必要だと思います。それは当然、めり張りがついての話だと思うわけですが、守りがいくら徹しされても点数が取れないと勝てないということもありますので、その辺、全般的に箇所づけするわけではありませんけれども、平均して全般的に収縮しているのは事実でありますし、今後出てくる総合計画、そういったものの中に明るい兆しを見い出せるように努力をしていくようにお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご発言、もっともなことだというふうに思いますので、総合計画の樹立に当たっては十分意を酌んで対処したいというふうに思いますので、ご指導賜りたいと思います。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川 昇議員の一般質問を終了します。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

平成 1 9 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成19年 9 月26日
- ・ 開 会 平成19年 9 月26日
- ・ 閉 会 平成19年 9 月27日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		住民生活課長
総務課	長	保健福祉課長
企画課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	長	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	総務係長
教育	長	生涯学習課長
女満別教育センター	所長	監査委員事務局長
女満別地区農業委員会		東藻琴地区農業委員会
事務局	長	事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成19年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、13番、豊島義秋議員及び14番、田中勝吉議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

なお、東藻琴地区農業委員会 山田会長は、本日も欠席する旨の連絡を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に一般質問を許します。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 一般質問に入る前に、役場庁舎の前の町の木であるナナカマドが、赤く色づいておりまして、本当に大空町の秋だなという意味と、その赤さが目にしみたところでもあります。昨日の一般質問のトップバッターの同僚からお話がありましたけれども、24日の行方不明児童の捜索に際しては、役場職員が本当に危機管理といいですか、危急存亡のときに呼集に応じて、その捜索の結果、行方不明の児童の命が救われたということで、まさに町民の気持ちを代して、役場職員の皆さんにも本当に心から感謝を申し上げたいと思う次第であります。

さて、通告に従いまして、私、大きな2点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1点といたしまして、文化財と歴史遺産等についてであります。このことにつきましては、大空町の文化財と歴史遺産の保護についての基本的な考え方につきまして、あわせて教育委員会がそこに果たすべき役割をお伺いをさせていただきたいと、このように考えている次第であります。その2といたしまして、現在の現状の正確な状況把握といひましようか、把握ができていますのか。関連資料の整理と公文書管理のあり方についてお伺いをさせていただきます。その3といたしまして、今後の対策として何が求められているのかということをお伺いしたい。住民参加による関連団体の育成強化はどのように図るのかと、こういうことでございます。以上、教育長と教育委員長からそれぞれご答弁をいただきたいと思います、このように考えている次第であります。

大きな2番目、自治体コンプライアンス改革についてであります。その1といたしまして、社会保険庁の職員の年金にかかわる不正問題、自治体職員にまで波及しているという背景がございます。本町におきましても、自治体職員の不適切な問題がおきているというようなことで、そういう意識改革としてのコンプライアンス、法令順守というふうに言われているわけですが、それにどうシステム的に取り組むのか、基本なお考えを伺いしたいと、このように思う次第であります。その2といたしまして、欠けている内部統制のシステムとしてのコンプライアンスについての組織論的な面からどう考えているのかということもお伺いをしたいのであります。さらに3番目といたしまして、これから制定を予定されている仮称 大空町自治基本条例の制定に向けての、山下町長が打ち出している一番のカラーであります住民との協働の前提としてのコンプライアンス。この位置づけにつきましても、町長の戦略的な理念としての考えをお伺いしたいと、このように考えている次第でございます。

以上、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。1回目を終わります。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員長 最初の質問にお答えいたします。

地域の伝統文化、歴史遺産を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する観点から、女満別、東藻琴両地区において育まれてきた郷土の生活文化や文化財などの文化遺産を継承するとともに、新しい大空町としての取り組みを進めていく必要があると思っております。そのためには、郷土の生活文化資料や文化財の保護に対する関心を高めていくことが必要であります。また、北海道の有形文化財に指定されている女満別豊里地区の遺跡から出土した石刃遺跡や国の天然記念物 女満別湿生植物群落については、埋蔵文化財の保護管理や自然保護への関心を高め、これらの遺産を後世に伝えるよう努めていくことが教育委員会の果たすべき役割だと考えます。

そこで、郷土の歴史文化の研究に造詣の深い地域の方々が主体的に活動するのを支援するとともに、協力をいただきながら郷土の歴史文化遺産を後世に伝える活動を進めてまいりたいと存じます。

具体的な文化財の保護に関する事業展開等につきましては、教育長から説明させていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、私の方から具体的なことについて、ご答弁を申し上げたいと存じます。

小島議員からは、昨年度もこの町の文化財等について、ご指導やご示唆をいただいておりますところですが、ただいま委員長が申し上げましたように、大空町としての両地域におけるこれまで育まれてきた文化や文化財について継承する観点から、大空町全体の総合的な点検と既存の資料の再整備を進めることといたして、両地区にある郷土資料の整理保存、文化財の保護管理並びに、未展示遺物整理活用をすることといたしております。

具体的には、昨年、東藻琴地区の古木、石碑の資料化を終えまして、郷土の生活文化資料であります開拓資料の台帳整理に着手をいたしております。女満別地区の資料台帳の整備につきましては、町の広報や伝書鳩等での問い合わせ等を経まして、この7月に台帳が完成をいたしてございます。その後、東藻琴地区の台帳の整理に取りかかりまして、現在、山園ふるさとセンターと東藻琴地区市街地にあります郷土資料の写真の撮影が終わりまして、東藻琴地区についても資料台帳の整理を進めているところであります。今後は、資料台帳をDVDに収録をいたしまして、各学校や関係機関への貸し出し、あるいは郷土学習を進める際の教材としての活用など、全町的な活用体制を敷くように努めてまいりたいと思っております。そのほか地域にあります掩体壕などの歴史遺産につきましても、情報の収集に努め、郷土の歴史資料の収集、整理、保存に努めてまいりたいと存じます。

2つ目の現状の正確な把握はできているのか、ということについてでございますが、町内に埋蔵文化財が女満別地区に47カ所、東藻琴地区に15カ所、計62カ所の埋蔵文化財包蔵地がございます。両地区にあります石碑、古木等については概ね記録化されておりますが、今後は、それらについての状況を把握をして保全に努めてまいります。過去の発掘調査で遺跡から出土しました石器や土器及び埋蔵文化財については、関係機関との連携を図りながらこの後も整理を進めてまいりたいと思います。歴史遺産に関する文化資料として、野外に展示されております元町遺跡の竪穴住居跡の推定復元家屋につきましては、昭和34年に女満別町郷土保勝会の努力によりまして復元されたものであります。その後、火災によりまして消失した後も町として復元をして現在に至っております。この復元家屋につきましては、埋蔵文化財の包蔵地上に設置された貴重な文化資料として位置づけられておりまして、現在のところ、埋蔵文化財包蔵地カードに復元家屋ありと記載登録されております。貴重な郷土資料でありますので長く保存展示していくために、大空町として町の財産台帳への記載、並びに登録の手続きを進めてまいりたいと存じます。

以上、述べてきました埋蔵文化財関係の資料、関係公文書類につきましては、保存文書資料の一覧表を作成して、それらの保存に努めてまいります。

今後とも恵まれた大空町の自然環境や文化遺産を継承し、新町まちづくり計画の基本方針の一つでありますのびやか文化のまちづくりの一翼を担う基盤形成に努めてまいります。

3点目の今後の対策ということにかかわってでございますが、女満別地区に女満別郷土保勝会、東藻琴地区に郷土資料研究会という団体がございます。これら郷土の歴史を研究する団体の方々の活動につきまして、それぞれ情報を交流し、活動の支援のあり方等について検討をしてみたいと存じます。また個人的に、こうした町の歴史について造詣の深い方もいらっしゃいますので、それらの方との情報交流を密にしながら、団体、並びにこの郷土研究に対する強化に努めてみたいと、このように存じているところでございます。

以上、述べまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。まず、冒頭ご指摘がありましたように、このたび、町職員による不適切な事務処理等によって、町民の皆さんに多大なご迷惑をおかけをいたしました。また、そのほかの事務処理等についても、まだまだ町民の皆さんの満足に届いていない状況もあるかと思っています。そういったことも含めまして、管理監督の立場にある私から、この場を借りて一言お詫びを申し上げたいと、そのように思うところでございます。

今回のご質問は、そういったことを是正をしていく、なくしていくためのコンプライアンスの意識と、それをどのように仕組みづけていくかということでのご質問かというふうに理解をいたしました。

コンプライアンスというのは、一般的には法令順守というような日本語訳になっておるようでありますけれども、いろいろなものを読み下していきますと、私は、規律意識、倫理規範というような意味合いにとらえることができるのではないかと、まだまだ私自身、十分このことをかみ砕いて自分のものとしていない部分も多々あるかと思っています。そんな意味では、今回のご質問に十分お答えできるかどうか、非常に不安でもございますが、今考えられることについて、一所懸命ご答弁をさせていただきたいと思いますので、その点をご理解を賜りたいと、まず前段にお願いを申し上げておきたいと思います。

公務員といいましょうか、町村の職員、公のために仕事をする職員というのは、いろいろな立場、目標を持って、目的を持って仕事をしていかなければなりませんけれども、その自治の最大の任務というものは、最小の経費で最大の効果を上げるということもありますけれども、一方には、法令を順守し、住民から信頼され、そして公正公平な行政を行っていくということでもあるのではないかというふうに考えてございます。今回発見できました不祥事については、その法令を順守していく、信頼される行政というところから程遠いことであり、そのことの重大さというのをしっかりと受け止めていかなければならない事例ではないかと、そんなふうに考えてございます。しかし、一方で法令を順守するということが形だけにとどまって、そのことだけを目的としてしまっただけの部分もあるのではないかと、私はそんなふうにも思うところもあります。法律でもしくは条例で、また、こういう協定で決まっているから何かができないというようなことが、よく言われる場合があります。しかし、その法令、

条例、また協定等が、どのような目的で、意図として定められて、何を制限しようとしているのか。逆に、住民の方々は一体何を求めているのかという、その基になる部分をしっかりとひもといて、そして理解をして、その上で説明をしていくというその説明責任というのが、私どもに課せられているものではないかと。また、今の段階ではそういったものがまだまだ十分ではないというふうに思っています。職員一人一人がそういう意識で、その内容、趣旨を説明できるような、そんなことを念頭においた意識改革が必要であり、また、組織としてしっかりそのことを理解をし、説明していくというようなことがなければいけないのではないかと、そんな考え方をもってごきます。そういった意味から、仕組みといえるほどではないかもしれませんが、私は課を一つの単位として、その中で十分スケジュールを共有し、そして、課内全員がその課の中で起こり得ていることについて承知をした中で、事務を行うということが、間違いを、不適切な処理を防止する一つになるのではないかと、そんなふうに考えておまして、管理職を中心に課内の統制を取る、定期的、あるいは臨時的にスケジュール管理のための課内会議等を開くようにと、機会があるごとに申しているところであります。

もう一つは、一人一人の人材を育成していかなければならないということで、現在、大空町人材育成基本方針というものを策定しようということで作業を進めております。こういった中には、そういう人材をつくっていくための職員研修はどうあるべきかというようなことを規定していこうと考えておりますので、その中でコンプライアンスということの意義ということも含めて研修活動を実施してまいりたいと、そんなふうに考えてごきます。

また、内部統制について十分ではないのではないかとご指摘をいただきました。いろいろ先進自治体では、いろいろな仕組みをつくりながら、その内部統制というようなことについて努力をされているというふうに聞いてごきます。まだまだ私、これが万全のものだという確固たる自信が今のところ沸いてくるものがありません。私どもの組織の規模、そういったところからどのような仕組みがよいのかということで、まだ迷っている部分もごきますので、現行、当面の間は、今の管理職会議、課長職会議をベースにしながら、先ほどいったスケジュール管理や人材をつくっていくということで努力をしてまいりたい。あわせて、仕組みづくりについては、今後の検討課題である。そんなふうに考ええてごきます。

一方、こういったことについて、自治基本条例の中でどのように位置づけを考えているかということでもあります。自治基本条例、研究者の方々の説によりますと、いろいろな形式というのでしょうか、パターンがあるようにいわれております。1つは、理念型の条例で、あくまで理念にとどめるというもの。2つ目は、住民の権利を保障していくという形。3つ目は、行政の指針をこの条例の中で謳うと。4つ目は、制度、手続きやある程度実態を、具体的な実態、制度、仕組みというものについて定めるといような形式があるようであります。

現在、目標としておりますのは、今言いました4番目の制度型の条例を何とか最終型の目標としてつくっていければということでもあります。しかし、これは私どものまず考え方でありまして、現在、議論の途についたばかりということでもあります。今後

の議論によるところも大きいのではないかというふうに思っております。この中で、いろいろなその手続き、また考え方というものが非常に広範囲にわたって、どの程度深くかというのは今後の議論によりますけれども、位置づけていく場面が出てくるのではないかと、そんなふうに思っております。そういった中で、今回のコンプライアンスの基本的な理念、考え方というものを位置づけていくということもできるのではないかと。今後の議論によるところではありますけれども、そんなことも策定段階の中で、投げかけていってみたいと、そんなふうに考えてございますので、今後の策定にあたっての中で、またご指導いただければありがたいと、そんなふうに考え1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ご答弁をいただきました。1の文化財と歴史遺産等につきましては、いろいろとご答弁をいただいたわけでありましたが、教育委員長からのお話にもありましたように、貴重な文化財として、豊里の石刃遺物は北海道の有形文化財でございますし、国の天然記念物である女満別湿生植物群落など、そのほか特筆すべき文化遺産が存在しているのに、積極的な保護と保全活動は、ここ数年来必要な予算化ということも含めて、十分な対策と取組みが認められないというふうに思うわけであります。答弁は答弁として、私は理解を示しますけれども、言葉だけではやはりちょっとうまくないと思うのですね、何度も指摘しておりますが。特に、元町遺跡の荒廃が始まっているわけでありまして、現状を見てもらったらわかると思うのですが、かや葺きの状態が非常に劣悪な状況になっていると、私は判断、この復元家屋の状態がですね。そういうことが見られる。私は、こうした復元家屋の葺き替え、改修工事が、もう必要な時期に入っていると、むしろ遅れていると。管理自体もこれまでの維持管理のあり方も問題ではありますけれども、現状としてどうなのかということが問われているのだらうと思います。先ほどの教育長の答弁の中にもありましたけれども、とりあえず象徴的な元町遺跡の歴史的経過を申し上げますと、既にご承知のとおり、ご案内のとおりでありますけれども、昭和31年から34年にわたって、女満別町内の先住民族遺跡調査、これは北海道大学と当時の女満別の郷土保勝会、町教育委員会、まさに協働で発掘調査を実施したと。そして昭和34年に、北海道大学医学部の大場利夫氏の指揮の下、竪穴式住居推定復元ということに取りかかったと。そして昭和57年に、女満別郷土保勝会、女満別町教育委員会の共同で、竪穴式住居の改修工事を実施したと。このときには、郷土保勝会の方で自己資金も28万円用意し、道補助金27万円の合計55万円で先住民族の住居復元というような観点からこれを実施したと。これは昭和35年発行の女満別遺跡に収録されているわけであります。その後、お話にありましたように昭和63年に復元住居が火災、不審火による焼失ということで、平成になってから町の単独費の発注工事として、竪穴式住居の復元、大規模改修工事を実施して、当時の予算で428万5,000円、これで実施をしたと。骨格の改修と屋根の葺き替え。平成7年に至って、町の単独費の発注工事として、屋根の葺き替えを149万3,500円使ってやっているわけであります。あわせて、ちょっと年限を忘れまし

たけれども、元町遺跡に連なる道路を買収をして、その道路整備も行ったと。ちょっと金額は忘れましたけれどもね。そんなことで、一所懸命女満別時代には取り組んできたという認識を実は持っているわけでありまして。釈迦に説法で、事務方からも資料を要求していただいたものを読み上げているわけでありましてから、あれでございすけれども、そんなことで、一つこういう改修が必要だという判断を私は持っているわけですよ。このことについて、一つお答えをいただきたいものと、このように思っておる次第であります。それから、通告期限からさかのぼること確か10日くらいだったと思いますが、6月の定例会において、案内標識問題で指摘した以降、教育委員会とは随時、事務レベルで協議をしてまいりました。文化財台帳があるのかという問いかけに対して、ないという答えであったわけでありまして。財産台帳に乗っかっているのかということについて調べてみましたら、町長部局の方ですね、残念ながら私も過去の在職中においてもこの問題については気がつかなかったわけでありましてけれども、この復元家屋を構造物、あるいは作構物と言いますかね、そういうものとして記載をしていないということがわかったわけでありましてけれども、このことについても、先ほどの答弁にもありましたが、財産台帳への記載をするということによって一般的に協議をしたいというような話であると思うのでありますけれども、これは是非とも、早めにきちんと位置づけて、いつやるのかという明確な答弁がほしいというふうに思っております。ということでありまして。関連して文化財台帳の件については、現在、教育委員会あるのは埋蔵文化財包蔵地調査カードという道教委が持っているものなのですね。そのコピーを保管しているだけでありまして、独自の文化財の台帳を作成するという観点を持ち合わせていないということも合わせてご指摘を申し上げたいと思います。それから、先ほども教育長からも既に答弁がありましたけれども、次の点でありますけれども、旧海軍の美幌航空隊第二基地としての女満別ですね、戦時下の旧軍の建造物、いわゆる掩体壕、戦闘機を収容するというものです。そういうものをいわば平和を願う遺産として保全すべしという、本町に在町されている金子定雄さんが、北海道遺産に応募までしたという経緯がありましたし、このことについてもですね、せっかくのそういう民間の動き方に対して教育委員会が鈍感であってはいけないと思うのでありますし、先ほどの答弁でも掩体壕について触れていただきましたけれども、やり取りの中からありがたいことに一歩進んだわけでありましてけれども、その辺の経過についても、いろいろと調査をしたいということで、取り組みたいという趣旨にも聞こえるわけでありましてけれども、この辺ももう一度合わせてお伺いをしたい。

4点目として、国の天然記念物 湿生植物群落の衰退といいますか陸地化、これは進行が著しいものでありまして、私も研究会団体の一員であるということもあって、ちょっとしつこいくらい申し上げているのでありますが、何度も指摘をしているように、現在の遊歩道のあり方をどうしても再考すべきものと考えておりますので、合わせてお伺いをしたいと。先ほども触れましたけれども、文書管理、案内標識問題で触れて以来、団体資料関係だとかそういう文化財関係の実態というものは、今答弁にあったようにやり取りの中でだいぶ改善されてきているというふうに私も評価をしたいのでありますが、どうも書庫のあり方が、いろいろとお伺いをすると教育委員会関係、

女満別センター分についても4カ所以上に分散されて、公文書の保管が行われていると。こんなことの実態を見ますと、合併とかけて、担当の者たちの人事異動その他引き継ぎが十分でない。どの文書がどこに入っているのかすらも、正直な話わからないという状態が、私が最初に指摘をしたときにありまして、鈴木課長からは、どこにあるのかわからない趣旨の発言が再三ありましたが、有り体に言えば、郷土保勝会の会長が誰かと聞けば、わからないと。それに関する文書があるはずだよと言っても、わからないと。私は、意地悪ではなくて、文書があることはわかっておったのですが、文書があるはずだからきちんと調べた方がいいんじゃないという経過が、実はあったわけでありまして。何が言いたいのかというと、教育長が先ほど答弁で申しおりましたけれども、こういった文書類については、散逸の恐れがありますので書庫の位置づけの明確化と、答弁にあったように電子記録化ですね、これをきちっと整理していただきたいと、このように思う次第であります。

6点目として、漠然とした今までの話、答弁全体を貫くのは郷土の歴史や文化を研究し保全する団体の活動についても、もう少し育成するという観点が強く打ち出していきたいと思うのです。いろいろ各種、この関係団体はやっぱり高齢化もあって停滞もしています。もっと率直に言わせてもらえば、その団体は、協働という形で最初承認しましたけれども、事務局機能を最初は教育委員会が持っていたと。以前はですね。それがいつの時点からかそこが希薄になりですね、ということでございますので、この答弁では若干不満なのであります。住民参加にあるこのような団体の育成には、ここ数年といたらいいのでしょうかね、もっと長いかもしれませんが、そういうブランクを解決するような、答弁にもありましたように小・中・高の学校教育と連動した若年世代の担い手育成を図る必要があると思うのでありますけれども、それについてもご答弁をいただきたい。また、財政難を理由として、こうした文化財保護行政の軽視が感じられるといえれば言い過ぎかもしれませんが、そのように見えてしまうのですよね。そのまま放置することではなくて、例えばお金がないというのであれば、私は前から言っているのであります。一般財源からの支出が難しいものであれば、各種財団、この種のようなことについては、かなり助成策を持っているのですよ。こうしたことについても、知恵を出して、行政で受けられないものであれば、こうした団体を育成することを通じて、受け皿づくりをきちっとやって保護行政に資するというようなやり方もあるわけでありまして、是非ともこうしたことについても、知恵を働かせていただきたいと。

以上2回目の質問をさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 2回目のご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。6点にわたってご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず始めに、元町遺跡復元家屋についてであります。この総合計画の実施計画の中に、できるだけ早い年次に盛り込んで改修をするという計画でありますことをまずお答えをしたいと思います。

2点目の財産台帳等へこれを記載するということですが、財政関係の方とも協議をさせていただきまして、そういう方向で進めます。もう一つ、独自の文化財台帳についても、ご指摘のとおり、委員会として今後そういう方向で整備をしてみたいと、このように思います。

それから3番目の掩体壕等の戦時下の遺品と言いますか、遺物について、平和を願う観点からということですが、これについては、先ほど議員が名前を申されました金子定雄さんからも情報をいただいております、今後、どのような形でそれを残していく、保存していくのがよろしいかですね、ご指導等も仰ぎながら何とか形あるものにしたいと。表示看板を立てて、これはこういうものであるということを示すなど、具体的な取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

4番目の女満別湿生植物群落のことですが、特に遊歩道について、前回の、去年のときもご指摘をいただきましたが、これについては、建設課、あるいは関係する文化庁とも協議をしながら、ちょっと今時間をいただきたいとします。ただ北大の先生がことしも7回ほど調査に入ってくださいることになっておりまして、既に3回はうちの担当の者が一緒について生態調査を実施してございますし、ことしは特に、女満別小学校の4年生の総合的な学習の中に、地域を知るという単元がございます、その中に位置づけさせていただいて、大学の先生と一緒に実験をさせていただいたというようなことで、子供たちの中にも、地域にあるそういう天然記念物等への関心を持っていただいたと。こういうつなぎ方も大事な保存の継承になろうと、このように考えてございます。

5番目の文書管理についてでございますが、書庫の場所が4カ所あるというようなご指摘もいただきましたが、女満別町時代に課が管理課と社会教育課と2課あった、そうした時代的な各課の保存場所の問題もありまして、それぞれ一番古いものはどこに、その次のものはどこにというような形で保存をしてはございます。大空町になりまして、スペース的に本当は1カ所に全部、歴代的にですね、あるいは領域別にできればいいのですが、それがちょっと十分ではなかったということで、今後、ご指摘をいただいたような観点から、例えばA B C Dのそれぞれの倉庫とするならば、Aはこれこれのものを保存と。A室の一覧表、B室の一覧表というような形で、各保存場所と、そこに収録をされております文書関係等が明確になるように整備をしてみたいとします。

それから6点目の団体等の活動についてでございますが、議員の方からもそれぞれ保勝会の方々がご高齢になられているというようなことでございます。うちにあります保勝会の書類を見ますと、平成の7年に総会を開催した以降ですね、団体としての大きな活動というのが終わっていると。それから11年ほど経っていて、ご指摘のように事務局的なことはうちの職員が長く担当をしていたわけですが、そうしたかわりの中ではありますけれども、今ご指摘をいただいたように、いろいろな知識、知恵、経験等を、そこに加盟しておられる会員の方々はお持ちだと。金子定雄さんもそのお一人と承っておりますので、新たな観点からそうした方々との連携協力をいただくなど、取り組みを進めたいというふうに思っております。それから、お金がないということで済ませないで、さまざまな関係機関等からの助成をもらえるような知

恵を働かせというようなご指摘もいただきましたので、それについては、そのように今後進めてまいりたいと、このように存じます。

以上、2回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれご答弁をいただきました。珍しく教育長の目に力があって、本気になってやる気になってくれたのだなと、私は受け止めていきたいと思っております。小さなことは申し上げます。基本的な構えとして、しっかりとやっていただきたい。論語の好きな教育長に、一番、私、浅学非才でございますけれども、論語には一番代表的な温故知新という言葉がございますね。これは論語の中に、子いわく、故きを温ねて、新しきを知る。普通はここで終わっているのですが、我々が知っている範囲は。もって師と為るべしと。こういうことですね。釈迦に説法でありますけれども、孔子いわく、歴史を深く追及することによって、現在への認識を深めていく姿勢、これが人の上に立つ人の資格であると。このように言っておるわけであります。論語読みの論語知らずという皮肉を言われないように、しっかりと文化財保護行政、教育委員会にとっても革新的な中に学校教育と社会教育を結びつける、また、住民と行政を本当の意味で、歴史的にもそうなのでありますから、協働ですまさに、山下町長のおっしゃっておられる。新しく協働があるのではないのですね。過去を見れば、そこに協働の姿があるのですよ、それをしっかりと教育委員会行政の中で推し進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 温故知新のお話をご高説を賜りましてありがとうございます。もって師為るべしという、そういう観点から、古いものをもう一度学びなおして、新しい価値づけ、意義づけをすることは、そういうことのできる人はまた師となれるのですよという解説の一端を改めてご教示をいただきましてありがとうございます。今、るるご指摘をいただきましたことについて、そういう観点から、子供たちは大空町の町民として新たに誕生していったのでありまして、そうしたこれからの子供たち、町の人づくりにおいても、そうした情報等を的確に伝えると。物として伝える、知識として伝える。そうした観点から今後、のびやか文化のまちづくりの一基盤形成に努めてまいりたいと、このように存じておりますので、よろしく今後ともご指導いただきたいと存じます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 自治体コンプライアンス改革につきましては、町長から、それぞれ謙虚な答弁をいただいたわけであります。ただ町長どうでしょうね、不適切処理問題にすべて絞って言うわけではありませんけれども、今までの体制でとりあえずやろうというよ

うな、意識は別にしてですよ、仕組みは今までと同様な体制でやるというふうに答弁で聞こえたのですよ。課内会議をもっときちんとやって、そして最終的には庁議で統率するというか、そういうような話で、今までそれが十分でなかったから起きたというのが印象になってしまうのですが、私としてはちょっといかがなものかなと。やっぱりもうちょっと踏み込んだことでなければいけないのではないかな。町長、コンプライアンスについては、法令順守というよりは規律意識、もう一つ何か言われていたのですが、私耳が遠くてよく聞こえなかったのですが、そういうような職員個人の問題はもちろん大事なのですが、それを越えて組織としてどうするかということが問われているのでありますから、あえて釈迦に説法ではありますけれども、町長が一番尊敬しておられるニセコの逢坂さんがやったまちづくりの基本条例についても、2005年の12月、それ以前の条例に付加をされてコンプライアンスというものを第35条、法令の順守。それだけではちょっと肩透かしを食らったのでありますが、それはそれとして追加をしていると、こんなこともありますし、大きな自治体を中心だという話もちろんあるのですが、近江八幡市のコンプライアンス条例というのが2001年、これは一番早いんですよね。次、近頃ではですね、不祥事が多発した大阪市で作られたと。2006年4月に、大阪市の職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例と、こんなことでございまして、釈迦に説法でございましたけれども、コンプライアンスとは、法令を形式的に守ることにとどまるものではないと、これは私も同じ考えでございまして。法令というのはもう一つあわせて言えば、市民の要請が条文化されたものであるから、立法主旨、法令の規定の根っこに流れている狙いを、焦点を当てた職員、組織の対応、アプローチが必要だと、こういうことになろうかと思うのです。これまで町長が住民と協働という戦略を申し上げておりましたけれども、いわば私はその観点から、行政の品質が問われていると。行政が住民の信頼と負託に応えられるような組織であるということは、自明のことだというふうに思っているわけでありましてけれども、自明でなくて、品質をどうつくりあげるか、いわば国家の品格ではありませぬけれども、行政の品格、こういうことが大事なのだらうと。そういう意味では、山下町長、恐らく内部で勉強されていると思いますが、ISOの視点を導入して、行政の質の向上を図ることが極めて大事なのではないのかと。こんなふうに考えているところであります。

7月に公表をした職員によるスクールバスの燃料費などの未払いという不適切な処理を契機として、コンプライアンス改革を実行すべきだと、大胆にですね。条例を含めて、システム的にやったらどうかということをもう一度申し上げたい。常日頃、町長は協働には情報共有、これが大前提だと。町民からの信頼回復のために踏み出すためには、情報共有だということをよく言われるわけでありましてけれども、あえて申し上げますけれども、いまだまだ公表されていない不適切な管理対応についても、このことについては、日頃の町長の考えと逆行しているのではないかと、ちょっと心配でございましてのでお考えがあれば承りたい。先ほどちょっとそれに関連したような答弁もございましたので、あえて聞かせていただきたい。そういうことでございます。

それから、自治基本条例の制定に当たって、第3パターンということでございます。コンプライアンスを盛り込むことについてでありますけれども、理念型の方が割りと

簡単に、こんな言い方をしたら大変失礼なのですが、基本条例を作りやすいのですが、一番難しい3番のタイプを選んだと。このことについては、相当程度策定に向けた準備期間、住民の皆さんの意見を聞くことも勿論そうであります、関係もいっぱい出てきますから。住民との手続きだとか、それから議会との関係もいろいろ出てくると思います。それから役場職員内部での議論を深めていかなければならない。そんなことで準備期間がちょっと足りないのではないのかなと。いつやろうと思っているのかよく明快にはわかりませんが、来年の3月あたりまでに成案を得たいなんていう話も漏れ聞こえておりますので、その辺の考え方についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今までと全く同じというふうに取り立ててまいまして、大変申しわけございません。組織とすれば、先ほど申しましたのは、正直に言ってまだどういう形が、仕組みがよいのか十分判断の域に達していないということです。今何かをここでお約束できるような形が頭の中に十分浮かんでいないというのが正直なところであります。それで組織の形としては、今の組織を使おうと思っておりますけれども、もう一つその中で徹底をしたいと思っておりますのは、いろいろな今回の不手際もそうですし、事務処理、ご質問をいただいた内容、住民からの要望、それをどのように解決したのか、またするのかという結果のところをきっちりと求めて、それを内部の情報共有としてもっていくということが、今まで欠けていたのではないかなというふうに考えておりますので、まずそれをやらせようというふうな気持ちでおります。先ほど言いましたのは、まだ十分な形というものが見えていないことがあります。形としては今までの組織を活用しながら、さらにそういう組織について検討を加えていきたいということでもあります。そういうものの自分なりに判断と言いましょか、考え方がまとまってできましたら、また、そういうことについてですね、ご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほどコンプライアンスについて、規律意識、倫理規範という意味合いなのかなというふうに自分自身では考えていると。ニセコの基本条例の中にはいろいろなものが盛り込まれておりますけれども、その中にも条文としてはあるよというようなことで、議員の今のご質問の中に、尊敬をしているというような言葉がありましたけれども、そんなことを言った覚えは一度もないわけでありまして、そのところは認識を新たにしておいていただきたいと思います。確かにそうでありまして、先ほど言われましたように、大阪の市長でありましたでしょうか、コンプライアンス条例、いろいろな不祥事があつた中でそれを条例制定の中で仕組みづくりをしようというようなことで出したときに、何かの法令の主旨というような形の中に、法令順守の形式にとらわれると悪い言葉で使われる前例踏襲の主義の中に落ち込んでしまうようなことになりかねないと。住民が一体何を求めているのか、そのところの法律の立法の主旨、意図、狙いというものを十分考えるべきであるというふうに述べていたかと思えます。私も、そのことについては全く同感であります。ですから、条例がこうなつて

いるから、法律がこうなっているの、合併協議の中でこういうふうに決めましたので何々ができないとか、そういうような説明ではなくて、なぜそういうような法律になったのかと。その主旨はこうであるので、端的にそういう実現は難しい場面があると。しかし、別な観点からその住民の要望を達成するためにはどうしたらよいのかというところの視点まで含めて考えていかなければならないということであろうというふうに思っております。その点については、議員のお考えと全く同一のものではないかなと思っております。

また、情報の共有ということについてもお尋ねをいただきました。先ほど関連した答弁ということだったのですけれども、そういうことを意図としたつもりではなくて、通常の事務処理の中でもですね、住民の方々にいろいろな部分でご迷惑をかけている、そういう事例が、私の耳にも当然届いておりますし、私自身もそういうことで改めて注意をしているようなところもありますので、全体的な話として申し上げたわけがあります。今回のその後に発見されました内容について、決して秘匿しているようなつもりは全くございませんので、後の機会に今の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。しかし、この件につきましては、警察機関にも事情聴取を受けている部分もありますので、当初思いましたのはこんなに時間がかかるものではないというふうに思っておりましたので、それが終わった然るべき時期にというふうに思っておりましたけれども、非常に時間がかかっているという関係から、現在までの状況についてですね、皆さんの方にも後ほどお知らせをしたいと、そんなふうにございます。

条例でありますけれども、先ほど言いましたように、理念型と手続型、基本的には似ている部分があります。理念を条例の中で規定をして、その手続きまで踏み込むというような条例がいいのではないかと、現在思っているわけでありすけれども、そうは言いながら、事細かになってきますとやはり個別条例をつくらなければ機能しないというような形にもなるかと思っております。どの部分まで基本条例という大もとの条例の方で謳い込むのかというような作業になろうかと思っております。現在目指しているのはそういうところだということにしては時間が短すぎないのかということで、私自身もそのことについては感じているところであります。議論の途についたばかりでありまして、内部の担当との話といいましょうか、私との協議の中では、時間的にはどうだというようなことについては十分協議といいましょうか、相談をしております。当然、議論が始まった中で皆さん方に再度このこと考え方を説明しながら、そういった皆さん方の意見、聞いた中では当然もう少し時間をかけてじっくりという意見があるのではないかと、そのような想像もしておりますので、そういったときの対応というものも考えながら、今後の策定に当たっていきたいと考えてございます。まずは、スタートを切らせていただいて、多くの方々に議論をいただくというところから始めたいと思っておりますので、今後ともご指導をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長から答弁をいただきました。逢坂フリースクではないというお話でござい

ましたので、私の誤解であれば訂正させていただきたいと思います。何にせよ、先進的事例に目を向けて、しかも現状をじっくり見たうえで、改革すべき点があれば改革をします。これは私の意見なのですが、ともすると自治体といいますか地方公共団体、ちょっと変な言い方になるのかもしれませんが、職員に対しては性善説が自明の理でやっておられると。別にそれが悪いというわけではありませんが、民間企業はどちらかというのですね、こんな言い方はちょっとおかしい言い方になるのかもしれませんが、職員は性悪で何か問題を起こす可能性がある、したがってそれをどうするかという観点で常に運営をするという考え方なのですね。ですから本来、これは組織の性格が非営利組織と営利組織の違いでありますから、これは仕方のないことでありますけれども、今やコンプライアンスという概念も、実はそういった意味で、地方公共団体の組織間の見直しということにもなっておりますし、その点について、当然、町長は既に理解をしていただいていると思いますが、そんなことも含めてご指摘を申し上げておきたいと思ひますし、それから、従来の組織で中身を濃く、きちんと将来課題はいろいろあるけれども、システムの選択についてもいろいろとあるけれども、十分検討をしたいという主旨なのでしょうけれども、私もそんな格好よく聞くほどではなく、よく知らないことも多いのでありますが、大阪のこのコンプライアンスハンドブックを見ますと、以前議論したときには、自治体法務と昔はよく言いましたよね、分権議論の中で。その中でもやっぱり内部での監査制度というか、そういうものについてもきちっと職員に対しての心得も全部含めて組織的な相談制度だとか、リーガルサポーターという制度をつくったりですね、やっぱりやっているのですよ。これは先進事例ですから、そのまま大規模自治体のものを大空町に無媒介に適用せよというようなことは申しませんが、ヒントはいっぱいあると思うのです。先進事例の中によく学び取っていただいて、今後の運営に生かしていただきたいと。是非ともそう思うわけであります。もう一つ最後につけ加えますが、町長が常日頃言っている協働は情報共有、情報公開ということだと思っておりますし、先ほどもある程度お話をいただいたものと思いますので、住民との信頼を取り戻すのにはそれが第一歩だということを経最後に申し上げて、質問を終わりたいとこのように思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 性善説、性悪説あるのですけれども、組織は現在、役場の職員でいいますと消防を含めて200人ほどの職員がいます。私も含めてですけれども、正直に言っているいろいろな部分で弱い、人間的にまだまだ欠けている職員が多いのではないかと、そういうふうに思ひます。ですから一辺倒の見方ではなくて、いろいろなことがやはり起こり得るということの可能性を常に持ちながら、対処してまいりたいというふうに思ひます。冒頭言ひましたように、正直に言ひてこのコンプライアンスというのは、昨日の北海道新聞の1面にも出てきて新聞用語としても段々定着しつつあるのかなというふうには思ひますけれども、私自身はこの言葉、十分解釈をしておりませんでした。そういう意味からまだまだ不勉強なところがあると、もう少し先ほど言ひましたようにいろいろな事例があった中で、こういうところに取り組んでいるという事実が

あるということで、それらのよいところと言いましょくか、私どもの組織にうまく合致できるようなやつをうまくピックアップさせていただきながら、その仕組みというものについて、今後ともまた考えていきたいと思ひますのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

人と話をしておりまして、隠しごとをしながら話をしていたのではなかなか信頼は得られないということと、行政とそこに住まわれている住民の方々との関係も同じなのではないかと、そんなふうにおもっております。常日頃から、いろいろなことを正直にお伝えをしていくということが、ひいては信頼関係の構築に結びつくものだと、そんな意識を持って今後とも対処していきたいというふうにおもっておりますので、どうかご指導いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 専決処分の承認

◇議 長 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第53号

◇議 長 日程第4、議案第53号 動産の売払いについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 動産の売払いについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 動産の売払いについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第54号

◇議 長 日程第5、議案第54号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第55号

◇議 長 日程第6、議案第55号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第56号

◇議 長 日程第7、議案第56号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤診療所事務長。

◇診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５６号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５６号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５７号

◇議 長 日程第８、議案第５７号 大空町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇三條福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５７号 大空町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号 大空町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５８号

◇議 長 日程第９、議案第５８号 大空町東藻琴林業センター条例及び大空町藻琴山温泉保養所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５８号 大空町東藻琴林業センター条例及び大空町藻琴山温泉保養所条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号 大空町東藻琴林業センター条例及び大空町藻琴山温泉保養所条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５９号

◇議 長 日程第１０、議案第５９号 大空町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 大空町土地開発公社定款の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 大空町土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第60号

◇議 長 日程第11、議案第60号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 議案第60号の議案説明中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでよろしいです。

日程第11、議案第60号の議事を続けます。

これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

16番、森進議員。

◇森 議員 1点だけちょっとお伺いしたいのですけれども、50ページと51ページにわたるわけですが、財産収入なのですから、物品売払収入1,214万4,000円の補正、先ほどの説明で金額が増になって、追加だという話なのですから、議案第53号の1,418万1,300円という売り払いに対して、1,214万4,000円という追加というのは、ちょっと金額的に開きが大きいと思いますので、内容が変わったのではないかと思いますので、その辺の売り払いの内容、あるいは、この差額が出た理由という、そういう点について、ちょっとご答弁を再度お願いしたいと思います。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 それでは、ただいまのご質問に対して回答させていただきたいと思えます。今回の補正額につきましては、当初予算に組んでおります予算から、今回入札をさせていただいて、契約をさせていただく金額、その差額について補正ということでございます。それで、今回の補正の分につきましては、先ほどの東藻琴地区分の素材の売り払い分の差額分、それと女満別地区で以前に、ことしですけれども、素材の売り払いをしていた分の差額分、あわせまして今回補正をさせていただいております。それで、当初予算で組んでおりました予算額につきましては、東藻琴分につきましては395万6,000円ということで、当初予算を組まさせていただいております。それから女満別分につきましては、93万2,000円ということで、当初予算を組まさせていただいております。その関係で差額でいきますと、1,214万4,000円ということになるわけですが、当初予算におきまして、この算定しております数字につきましては、東藻琴分につきましては5.6ヘクタールほどございまして、その分の本数、それから材積の算定をいたしておりますけれども、暫定のその算出の方法といたしまして、基準値当たりの平均の本数等を計算いたしまして、それに面積当たりの材積数として換算しております。それで職員で今回、当初予算には挙げるときの算定にあたっておりまして、そういうことで計算をしておりますけれども、その計算の内容が、若干、材積数がふえたというような経過でございます。当初、816立米ほど組んでおりましたけれども、総体的に最終的に1,378立米ほどということで、材積が若干ふえていると、当初予算につきましては、総体の面積の大体歩がかりで8割程度しか見ておりません。最終的には352立米の差が出てしまったというような状況になっております。それと、要因といたしましては、最近のカラマツ集成材の需要がかなり好調であるということから、原木高になっておりまして、高く現在取引をされているというような状況もございますので、今回面積、材積的にもちょっと若干の差異が出てしまったということと、市況の関係でかなり高くなっているというような状況から、今回このような大きな数字になってしまったというようなことでございます。

以上でございます。

◇議 長 16番、森 進議員。

◇森 議員 内容については、今ご説明があったように、数量がふえた、あるいは単価が高騰したということであるようでございますけれども、確かに今は、木材の単価は以前から見ると随分高騰する、販路が随分あるというようなことはお聞きしておりますけれども、ただ、私が思うのには、やはり当初予算というものに、ある程度もって吟味する必要があるのではないかと。例えばこのように大幅と言ったらちょっと言い方、言い過ぎかもしれませんが、そういうような状況で、金額が例えば1,000万円台だからいいのですけれども、これが例えば4,000万円、5,000万円と大きな金額になると、こういったしわ寄せが出て、例えば1億円にもなったとかというような開きが出るということになろうかと思います。これは入ってくる金だからいい

わけですが、例えば、逆に支出する場合だと、こんなに違うと大変なことになりますから、当初予算は吟味しながら、それらの積算方法とか、もう少し吟味して、そして予算を組むのではないかと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 今回の当初予算の算定につきましては、かなり誤差が生じてしまったということでございます。来年度以降につきましても、皆伐の予定しているところもございまして、十分20年度予算につきましては精査をさせていただきながら、予算措置をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

◇森 議員 終わります。

◇議 長 そのほか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 53ページの歳出の28節ですか、繰出金523万円、大幅な減額補正が書かれているわけでありまして。先ほどの簡単な説明を受けたわけでありましてけれども、何分に3月定例会以降、減額補正にはナーバスに私はなっておりますので、ちょっと詳しく、後の会計に関係がありますけれども、予算の組み立て方も含めて少し説明をしていただきたいと、このように思うわけでありまして。それが第1点目です。

第2点目が55ページの21世紀北の森づくり推進事業補助金。これは387万9,000円ついているわけでありましてけれども、林業のためには大変すばらしいことであるのですが、ちょっと中身を詳しくご説明をいただきたい。交付金やその他でついているわけでありましてけれども、その辺の中身を詳しくお知らせを願いたい。

3点目は、その工事請負費の中の先ほどとおっておりますけれども、藻琴山温泉芝桜公園の整備事業にかかる解体工事費が計上されているわけでありましてけれども、このことはともかくとして、その解体工事にかかわってお聞きしたいのでありましてけれども、その工事の後の状態は、解体工事をした後は何の手つかずで、その場の状態、解体工事の後、そのままと、こういうふうに理解してよろしいのかどうか、ちょっと確認という意味でお聞かせ願ひたいと思います。

4点目は細かいことで大変恐縮であります、57ページの女満別小学校管理費の備品購入費でありますけれども、このことについては26万8,000円、寄贈書用額、ちょっと中身がよくわかりません。何かいただきものがある、額で受けざるを得ないということなのか、1枚の額なのか、あるいはまた相当数が多いものなのか、小額にあたることを聞いて大変恐縮なのですが、ちょっと詳しく中身をお教へいただきたい。

5点目、スクールバスの運行費の報償費の関係であります、8万5,000円と

金額は本当にそれも小さいことで大変恐縮なのですが、当初予算から、これ小額のことで補正を組むということについては何か理由があったのか、余裕が全くなく厳しくなっていたのか、その辺についてもあわせてお聞かせを願いたいと、財政課長によりしくご答弁をお願いいたします。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 私の方からは、1点目の簡易水道事業特別会計繰出金の523万円の減額につきまして、考え方等につきまして説明をさせていただきたいと思います。簡易水道事業特別会計繰出金523万円の減額につきましては、後ほど提案されます簡易水道事業特別会計の平成18年度の決算に伴います繰越金が生じたことから、今回減額しようとするものでございます。繰出金につきましての考え方といたしましては、国の方から簡易水道事業の、それから下水道も同様でございますが、ルール分として一般会計から繰り入れすべきものということが示されてきております。それに基づきまして、支出する分、それと収支バランスの調整上の中から一般会計から繰り出しをしているものの、両方の部分で繰り出しをしているわけでございますが、今回、ルール分のみであれば、簡易水道事業の中で処理をするところでございますが、収支バランスをとるために、ルール分以上に一般会計から繰り出しをしているという中で、今回、繰越金が生じたために、それを一般会計の平成19年度の繰出金を減額して調整しようとするものでございます。

以上でございます。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 次に、21世紀の北の森づくり推進事業ということでございます。事業の内容につきまして、若干説明をさせていただきますけれども、この事業につきましては森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるための造林事業に対しまして、補助をしているものでございます。この事業につきましては、民有林対象ということでございます。森林環境保全整備事業が実施されまして、その中の造林事業ということで森林組合が実施主体をなりまして行っている事業でございます。この対象となる民有林に対して造林をする場合に、町が補助の上乗せをする場合に、道から補助金がくるというものでございます。それで、100分の26の補助ということになりまして、町が100分の26補助する場合に、道が100分の16を補助するというこの事業でございます。今回、増額になっておりますのは、毎年春先に予算配分ということになってきております。今回増額になっておりますのは、未立木地の解消ということで最近、未立木地が増加しているということで、問題になっておりまして、その解消のために道として未立木地の解消対策ということで今回増額予算ということでまいっております。面積的には東藻琴の分の増額のみということになっておりまして、女満別地区が30ヘクタール東藻琴地区が110ヘクタール予定してありましたところ、140ヘクタールということで30ヘクタールほど増ということになっております。

この分についてはすべて造林分ということで、それに対してのことということの増でございます。

もう1点、藻琴山温泉の関係の解体後の後ということでございますけれども、最終的に施設の解体撤去をさせていただきまして、その後、整地までさせていただくということで、その上に上土を乗せた状態ということで考えております。その後、予算にはないわけでありまして、来年のシバザクラシーズンの景観づくりということもございまして、藻琴山温泉管理公社の職員が現在あるシバザクラの植栽を暫定的にすると。来年に向けて景観づくりということで、シバザクラをすべて植栽することにはならないかもしれませんが、一部景観に配慮した中でシバザクラを植栽していくという予定でおります。できるだけ、景観に配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書56ページ、57ページの女満別小学校管理費の備品の購入費の関係につきましてご説明をさせていただきます。この関係につきましては、諸留大穹氏という書家の方から、子供の情景という書を1点ご寄贈いただけるということでございます。規格につきましては、180センチメートルの90センチメートルの大作でございます。この関係で展示用の額等の関係で予算を計上させていただいているところでございます。

それから、スクールバスの運行事業の関係で、運転報償の関係でございますが、今年度、小・中・高等学校の生徒さんたちの活躍がありました。全道の中学校バレーボール大会の出場とか、道東大会のバレーボール大会出場等、管外への大会出場が多ございました。今後、新人戦の成績いかにによっては強化合宿等も参加を予想されるという状況の中で、現行の予算では不足を生じ、子供たちの活躍によって大会出場の際に予算が足りなくなってしまうという状況を防ぐために、今回補正を要求をさせていただいているところです。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的には了解をしたのですが、繰出金の減額補正のルール分の説明と、結果として減額するということの説明には、若干の乖離があるようでありますし、会計処理的に予算の調整のあり方、後から増額の補正に組むという対応方法もあり得るのではないかと等々考えられることがあるように思いますが、この辺についてもう少しお聞かせを願いたいと思います。

北の森づくりについてはわかりました。

ただ、シバザクラの解体撤去工事の後、管理公社のお金でシバザクラを暫定的に景観上、見苦しくないようにしたいということとはよくわかるのですが、跡地に利用のあり方については、さまざまなこれからも議論があるように思います。やっちはいけな

いということは言いませんが、あくまでも暫定でという説明でございますので、額面どおりに受け取っていいのかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

後のことについては、額の購入、スクールバスの運転報償費、このことについてはよくわかりました。

以上です。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 繰出金の関係の精算の時期の関係でございますが、5月31日、出納整理をもちまして、簡易水道事業特別会計の決算が確定したという中で、繰越金につきましては、ほかの会計もそうでございますが、出納整理期間終了後、直近の補正が生じた段階で、それぞれ繰越金については補正をしていくという考え方の中で、今回初めて、簡易水道事業会計が補正が生じたという中で、今回調整をさせていただいているという状況でございます。ただ、今後、何か別な案件が生じた段階には、さらに補正が生じてくることは、それはその時の事情によって、生じてくることもあろうかと思いますが、その段階でそれぞれ処理をしていきたいと考えておりますので、今回は前年度繰越金の精算という中で、一度精算をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまの芝桜公園の後、管理施設の跡地の利用ですけれども、暫定的にシバザクラを植栽させていただきたいということでございます。現在、整備構想につきまして、協議をいただいているということでございますので、その跡地業務についてもその構想の中に入っておりますので、とりあえずいろいろな工事が入ってきますので、植えたとしても、また移し替えなければならないという状況が出てくるかと思えます。そういうことで、暫定的に来シーズンに向けて植栽をさせていただくということで考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 財政課長の答弁はもうこれ以上聞いてもあれですので、一応そういうことで、私が聞いたということだけはっきりさせておけばいいかなと思うのです。それはそれとして、芝桜公園の管理公社の方で費用をもって、暫定的に植栽を行うことについて、別に大きな問題がないように思われるのですが、そのことについての費用だとか、それは管理公社から支出するということなのでしょうけれども、収益がすごく上がっているから準備はできるのでしょうかけれども、後から移植も考えているということですから、無駄にならないのかもしれませんが、労力、そのほかいろんな形で経費がかかります。その辺について、コスト的にご説明があればそれで終わりたいと思い

ます。

◇議 長 八重樫副町長。

◇副 町 長 今ご質問ありましたとおり、暫定的ということでございますけれども、基本構想が、まだきちんと固まっておりませんので、その基本構想が固まった段階で、その跡地利用についてきちっとしたいと思いますけれども、現在のところ、成長しまして、来年の春、若干少しの部分でございますけれども、温泉の維持管理の中で暫定的に植栽をさせていただきまして、景観に配慮をするということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 そのほか。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 3点ほど。まず54、55ページ、農業振興費の農業情報システム管理運営費の中の修繕費ということなのですが、これ、どこの部分のどういうものか、もうちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、団体営諸土地改良費ですか、古梅地区基幹水利施設管理業務の委託料の部分なのですが、道道福住線の改良に伴う関係だとは思いますが、もしそうだとしたら、この後の工事の進め方、道道整備、まあその辺ちょっと確認してからしたいと思います。

それともう1点が、56、57ページの都市計画費の都市計画変更申請図書作成委託料、この部分についてもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまご質問のございました、農業情報の関係でございます。管理システム運営費ということで修繕料ということで予算を計上させていただいてございますけれども、先ほど、財政課長の方からもご説明がございました。今回の8月7日の日にですね、落雷があったというような状況でございまして、マメダスの方にも影響がでたという状況でございます。その中身の部分の修繕の関係というところでございますけれども、その観測の施設の中にデータを蓄積する機械の関係、それから温度、湿度計を測定する機械の関係、それから今、携帯電話等で、あそこのデータを、一応引き出すことができるようになってございますけれども、これらの通信機器の関係というようなことが、今回の落雷で一応故障したという状況になってございますので、これにかかる修繕費ということで、予算計上ということで、今回挙げさせていただいたところでございます。いずれにしても、昭和のマメダスの関係については、一応町が設置をしたという状況でございますので、そのかかる経費については町の負担をもって修繕をしたいというような内容でございます。

それから、もう一つの畑地かんがい管渠の水路管路移設工事の調査設計委託料とい

う状況でございます。これにつきましては、坂本議員の方から先ほどございましたけれども、旧大成小学校の前のところが今、福住女満別線ということで改良工事の関係で、それで調査設計がされてございます。それで来年以降、一応工事が入るというような状況になってございますけれども、その設計変更に伴いまして、その横に畑かんの管が、今、埋設されてございます。ほとんどは農地の方に一応入っているような状況でございますけれども、設計、あの線形の変更に伴ってこれの移設が必要になってくるというような状況がございますので、これの移設にかかる設計費の調査測量費、これについても町の方で予算を計上しながら、委託実施をしたいというふうに考えてございます。ただ、これについては、来年度以降、最終的には町の持ち物という状況がございますので、これについては、来年度、新しい新年度において、北海道の公費から補償費をもらって、その補償費をもらって移転工事を実施するというようなことで流れになってくるかと思えます。その後、今の道道の拡幅工事が進められるような状況というふうに聞いてございます。今のところ、管路の移転が必要なのは約440メートルということになってございます。ただ、道道の方の拡幅工事の関係等については、これから予算というような状況もございますので、どれだけの一応予算確保をして改良工事が進められるかというのは、今後、北海道の方で協議されるものというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 それでは、都市計画の方に、委託料の関係でございますけれども、25万円ということでございます。57ページの関係でございますけれども、女満別都市計画変更申請図書作成委託料ということでございますけれども、これにつきましては、都市計の合併に伴う名称の変更及び位置の変更ということで、北海道に申請するものですから、その関係で都市計画法に基づきまして、その街路、街路と申しますのは道路でございます。これが、合計8本の変更がございますので、その図面の作成委託ということでございますので、ご理解願ひたいと思ひます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今の段階では畑地かんがいの部分なのですが、今の段階では調査、設計をし、20年度その北海道の工事に合わせるといふか、それに間に合わせられるように管路を移設という予定ということではよろしいのでしょうか。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまのご質問のございました内容でございますけれども、道の方と協議をしていますので、ことし中にその管の移設にかかる調査、設計を実施をいたしまして、来年以降、その設計を基にしながら町の方で補償費をもらって移転をすると、それと北海道の方でこれから改修工事にかかる部分についての予算について計上すると、

そういうような状況になってございますので、具体的にどのような時期に実施をしていくかというようなことは、今後内容について詰めていかなければならないと、そういうふうになってございますけれども、一応北海道の方としては20年、着工していきたいということでの話を聞いているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 わかりました。あの130万円についてはわかりました。あと、その次の都市計画の15万円でしたか、25万円でしたか。これについては合併に伴う住所の変更等の部分だけということで、合併に伴う住所の変更、その街路の関係ですとか、都市計画のもとで行われたものの住所の変更ということで理解してよろしいですね。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 坂本議員さんのご質問にお答え申し上げますけれども、先ほど1点ほど言い忘れましたけれども、もう1点ほどございます。都市計画法施行令の一部を改正する政令の基づく車線の数の変更ということでございまして、今まで車線の数がかかっていたわけですが、この施行令の改正によりまして、今回その8本の街路、道路について車線が2車線ということの車線の数がかかるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第60号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第６１号

◇議 長 日程第１２、議案第６１号 平成１９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６１号 平成１９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号 平成１９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第６２号

◇議 長 日程第１３、議案第６２号 平成１９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号

◇議 長 日程第14、議案第63号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 認定第1号ないし日程第23 認定第9号

◇議 長 日程第15、認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定に

ついてから日程第23、認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により順次提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算審査特別委員会委員長に坂本一光議員、副委員長に檜原達也議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第２４ 発議第８号

◇議 長 日程第２４、発議第８号 総合計画特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案は会議規則第３９条第２項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第８号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第８号 総合計画調査特別委員会設置に関する決議を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって発議第８号 総合計画調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時３３分

再開 午後 ２時３５分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました総合計画調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、総合計画調査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、特別委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 ２時３５分

再開 午後 ２時５５分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

休憩中に先ほど設置されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。総合計画

調査特別委員会委員長に森進議員、副委員長に近藤哲雄議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

総合計画調査特別委員長から調査中の事件について、会議規則第74条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 発議第9号

◇議 長 日程第25、発議第9号 平成20年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梶原達也議員。

◇梶原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号 平成20年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 平成20年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第10号

◇議 長 日程第26、発議第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見

書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第11号

◇議 長 日程第27、発議第11号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 11 号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 発議第 12 号

◇議 長 日程第 28、発議第 12 号 後期高齢者医療制度に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梶原達也議員。

◇梶原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 12 号 後期高齢者医療制度に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 12 号 後期高齢者医療制度に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 29 発議第 13 号

◇議 長 日程第 29、発議第 13 号 道路整備に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号 道路整備に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 道路整備に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第14号

◇議 長 日程第30、発議第14号 割賦販売法の抜本的改正に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号 割賦販売法の抜本的改正に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号 割賦販売法の抜本的改正に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 発議第15号

◇議 長 日程第31、発議第15号 19年産米の過剰作付け解消など需給適正化等に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１５号 １９年産米の過剰作付け解消など需給適正化等に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１５号 １９年産米の過剰作付け解消など需給適正化等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３２ 発議第１６号

◇議 長 日程第３２、発議第１６号 ２０カ月齢以下のＢＳＥ（牛海綿状脳症）検査の継続に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１６号 ２０カ月齢以下のＢＳＥ（牛海綿状脳症）検査の継続に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１６号 ２０カ月齢以下のＢＳＥ（牛海綿状脳症）検査の継

続に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 報告第7号

◇議 長 日程第33、報告第7号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 平成19年第3回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

ここ2、3日、天気が続きましたが、きょうの天気予報の予報を聞いてまいりますと、また夕方から雨というような予報でございました。そろそろ降り始めているのでしょうか。大変この9月は雨が近く、農業営んでいる方々、収穫の時期、また麦の播種時期、大変作業が遅れているということで気をもんでいるのではないかなというふうに思っております。また、収穫の量や品質等を聞いても、例年ほどよくはないというような状況があるようでございます。まだすべてのものの収穫には至っておりませんが、これから災害のない中で、何とか無事に収穫が終わればよいなど、そんなふうに考えているところであります。今申しましたように、農業者の方々は現在、米ですとか豆類、さらにはバレイショ類の収穫、さらには、来年に向けての秋まき小麦の播種ということで、大変忙しい時期であります。私ども行政に携わる職員は、私どももこの9月という時期は、この1年間の半分ぐらいが経過をし、そしてこの年度約束をした事業等について、しっかりと決着をつけていかなければならないということを、改めて感じながら仕事をし、さらには、来年に向けて、どのような予算を組んでいこうかということを念頭に置きながら考えていく時期でもございます。今回、一般質問などを通じ、さらにいろいろな宿題を預けられたと、そんなふうに感じておりますので、そういうことをしっかりと受け止めながらこの年度の事業、さらには、来年に向けての整理というものを対処してまいりたいというふうに考えてございます。今後とも、ご指導いただきますように重ねてお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◇議 長 平成19年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員